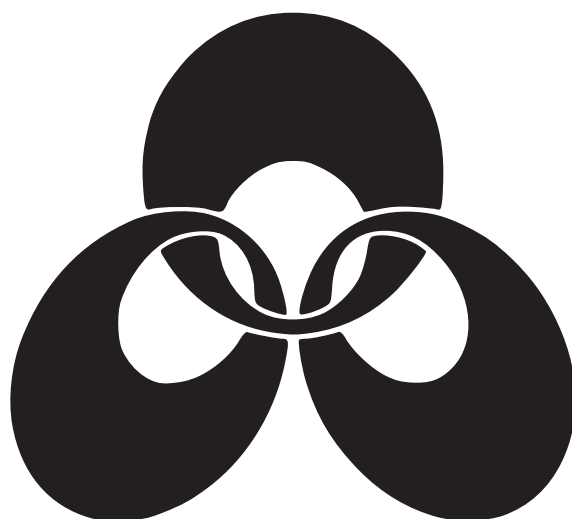


三種町
第4期障がい者計画(前期)

(令和6年度～11年度)

第7期 障がい福祉計画
第3期 障がい児福祉計画

(令和6年度～8年度)



令和6年3月

三 種 町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
(1) 我が国における障害者施策の方向性	1
(2) 国の主な障がい者支援の取り組みの流れ	2
(3) 秋田県における障がい者支援の取り組み	3
(4) 三種町における計画策定の目的	3
2. 計画の基本的事項	4
(1) 計画の位置づけ	4
(2) 計画の期間	5
3. 計画の対象者	6
4. 計画の策定体制	7
(1) 計画策定の流れ	7
(2) アンケート調査の実施	8
第2章 障がい者福祉を取り巻く状況	9
1. 地域福祉を取り巻く状況	9
(1) 人口の状況	9
(2) 障がい者の状況	10
2. 障がい福祉サービスの進捗状況	19
(1) 自立支援給付サービス	19
(2) 地域生活支援事業	26
3. 障がい児福祉サービスの進捗状況	31
(1) 障がい児通所支援	31
4. アンケート調査結果のポイント	34
第3章 計画の基本方向	40
1. 基本理念	40
2. 基本施策	41
3. 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの推進	42
(1) 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス推進の考え方	42
(2) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画のサービスの体系	44
4. 障がい者計画の施策体系	45
第4章 施策の展開	46
基本施策1 障がい福祉サービスの推進	46
(1) 自立支援給付サービス	46
(2) 地域生活支援事業	56
基本施策2 障がい児福祉サービスの推進	62
(1) 障がい児通所支援	62
基本施策3 暮らしを支える取り組みの充実	64
(1) 一人ひとりにあった相談支援の推進	64
(2) 差別の解消と権利擁護の推進	65
(3) 障がい福祉サービス以外の福祉サービスの推進	66
基本施策4 健康支援の推進	67
(1) 自分らしい健康を支援する保健サービスの推進	67
(2) 医療サービスの促進	68
基本施策5 育成・教育の充実	69
(1) 育ちを継続的に支援する取り組みの充実	69
(2) 可能性を伸ばす教育の推進	70
基本施策6 雇用・就労の支援	71
(1) 雇用の促進	71
(2) 就労につなげる取り組み	72
基本施策7 社会参加活動の促進	73
(1) 生涯学習・スポーツ活動などへの参加促進	73
(2) 障がい者の活動の支援	74
基本施策8 やすらぎの地域づくりの促進	75
(1) 障がいについての啓発と交流活動の促進	75

(2) 相互に支えあう活動の促進.....	76
基本施策9 快適な居住環境づくりの推進.....	77
(1) 公共施設や道路等のバリアフリー化の促進.....	77
(2) 安全対策の推進.....	78
第5章 計画の成果目標.....	79
1. 国の指針.....	79
2. 本町における成果目標の設定.....	80
(1) 施設入所者の地域生活への移行.....	80
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	80
(3) 地域生活支援拠点等の充実.....	81
(4) 福祉施設から一般就労への移行等.....	81
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等.....	82
(6) 相談支援体制の充実・強化等.....	82
(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	83
第6章 計画の推進にあたって.....	84
1. 計画の推進における基本姿勢.....	84
2. 計画推進における役割分担.....	85
3. 計画推進に向けた多様な連携の推進.....	86
4. 計画の進行管理体制.....	87
(1) 計画の進行管理と評価.....	87
(2) 庁内における進捗評価の体制.....	88
(3) 人材の育成・確保.....	88
(4) 計画の実施状況の公表.....	88
5. 計画の普及・啓発の推進.....	89
参考.....	90
■ 国の「障害者基本計画（第5次）」における成果目標.....	90
(1) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止.....	90
(2) 安全・安心な生活環境の整備.....	90
(3) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実.....	93
(4) 防災、防犯等の推進.....	94
(5) 行政等における配慮の充実.....	94
(6) 保健・医療の推進.....	95
(7) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進.....	97
(8) 教育の振興.....	99
(9) 雇用・就業、経済的自立の支援.....	101
(10) 国際社会での協力・連携の推進.....	102
■ 三種町第7期障がい福祉計画策定懇話会委員名簿.....	103

「障がい」及び「障害」の表記について

本計画では、特定の事項を示さない一般的な言い回しについては、「障がい」と表記し、「法律や条例等に基づく制度」、「組織名」、「事業や施設名称等の固有名称」に「障害」が使われている場合には、そのまま「障害」と表記します。

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

(1) 我が国における障害者施策の方向性

国においては、「障害者基本法」により障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加の促進を規定し、障害者の「完全参加と平等」を目指すことを目的としています。

平成23年の「障害者基本法」の改正においては、平成19年に我が国が署名した障害者の権利に関する条約の批准に向けた国内法整備の一環として、条約が採用する、いわゆる「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられました。

そして、平成25年には障害者総合支援法が制定され、「障害者福祉計画」を策定すること、さらに平成28年には「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正により、これまで障害福祉計画の中に含まれていた障害児福祉の取り組みについて「障害児福祉計画」として定めることが義務づけられました。

また、令和4年には障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が制定され、障害者基本計画の策定や変更にあたっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされました。

こうした流れを受けて、令和5年には「障害者基本計画（第5次）」が閣議決定され、地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調といった基本原則の下、2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承、新型コロナウイルス感染症拡大とその対応、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）といった近年の社会情勢の変化を踏まえ、令和5年度から令和9年度までの障害者施策の基本方針として、次のようなことが掲げられました。

基本理念

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

各分野に共通する横断的視点

- 障害者の権利に関する条約の理念の尊重及び整合性の確保
- 共生社会の実現に資する取組の推進
- 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
- PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

(2) 国の主な障がい者支援の取り組みの流れ

	障がい者福祉
平成 15 年	支援費制度
平成 17 年	発達障害者支援法 精神保健福祉法改正 障害者自立支援法
平成 18 年	バリアフリー新法
平成 23 年	障害者基本法改正 障害者虐待防止法
平成 25 年	障害者総合支援法 地域支援事業の拡充 障害者施設等製品優先調達法 障害者基本計画（第 3 次）
平成 26 年	障害者の権利に関する条約批准（国内法整備）
平成 27 年	難病患者に対する医療等に関する法施行
平成 28 年	障害者差別解消法 障害者雇用促進法 発達障害者支援法改正
平成 30 年	障害者総合支援法改正 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 障害者基本計画（第 4 次）
平成 31 年 ／令和元年	障害者文化芸術推進計画策定 障害者雇用促進法改正
令和 2 年	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律改正
令和 4 年	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）
令和 5 年	障害者基本計画（第 5 次）

(3) 秋田県における障がい者支援の取り組み

秋田県においては、障害とは“心身機能の障害だけでなく、障害のある人が利用しにくい様々な要素(社会的障壁)により制限を受けているもの”とする「障害の社会モデル」の考えのもとに、これまでの計画の趣旨や基本的な施策を活かしつつ、令和3年3月に「第2次秋田県障害者計画」(令和3～8年度)を策定して施策を展開しています。

「第2次秋田県障害者計画」では「全ての県民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」という基本理念の下、4つの基本目標を設定しています。

基本理念

全ての県民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

基本目標

I 誰もが共生する社会

子どもからお年寄りまで、障害のある人もない人も共に理解し、互いに支え合って暮らせる秋田を目指します。

II 安全・安心な生活環境

バリアフリーや情報の相互利用が円滑に図られ、地域で安全・安心に暮らすことのできる秋田を目指します。

III 障害福祉サービスと保健・医療

子どもから高齢者まで、障害の種類や特性に応じた支援を十分な選択により得られ、家族が安心できる秋田を目指します。

IV 社会参加と自立

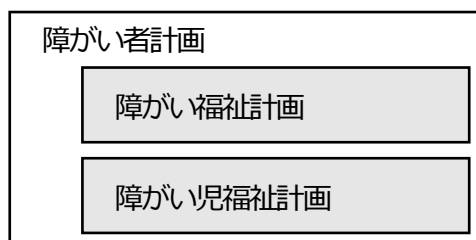
障害のある人も働く意欲を持って、自らの特性を活かして社会に参加し、スポーツ活動や創作活動、仲間との交流を通して生きがいを感じられる秋田を目指します。

(4) 三種町における計画策定の目的

本町においても障がいのある人を取り巻く状況は日々変化しており、障がいのある人や介護者の高齢化、障がいの重度化や重複化などに対応しつつ、国や秋田県の示した障がい者支援の方向性を踏まえ、障がい者計画や障がい福祉計画、障がい児福祉計画を策定し、障がい児・者が、能力や適性に応じて自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、自立支援給付及び地域生活支援事業を含め、障がい者とその家族に寄り添った支援を充実させ、地域で安心して生活できる基盤の整備を進めてきました。

しかし、令和5年度にはこれまでの計画の計画期間が終了することから、その間に示された国や県の方向性や近年の社会情勢の変化などを踏まえ、「障がい者計画」を障がい者及び障がい児を含む、町全体の障がい者施策を推進していくための総合的な計画と位置づけ、その中で特定のサービスの推進計画として、「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」を内包した形で一体的に3計画を策定するものとします。

3計画を一体的に策定 ⇒



2. 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

1) 計画の法的根拠

本計画は、障害者基本法に基づく町の「障害者計画」であり、障がい者施策を推進するにあたっての基本理念及び基本目標を示すことにより、その方向性を明らかにし、今後の障がい者福祉にかかわる行政運営の指針とするものです。

また、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」と、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」としても位置づけられ、障がい者及び障がい児への福祉サービスがどれだけ必要となるのかの3年間の見込み量とそのサービスを確保するための方策について定めた計画となっています。

○障害者計画

障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する「市町村障害者計画」に相当するものであり、本町における障がい者及び障がい児のための施策に関する基本的な計画です。

○障害福祉計画

「障害者総合支援法」に基づく市町村障害福祉計画で、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

市町村障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条により、策定が義務づけられている計画です。

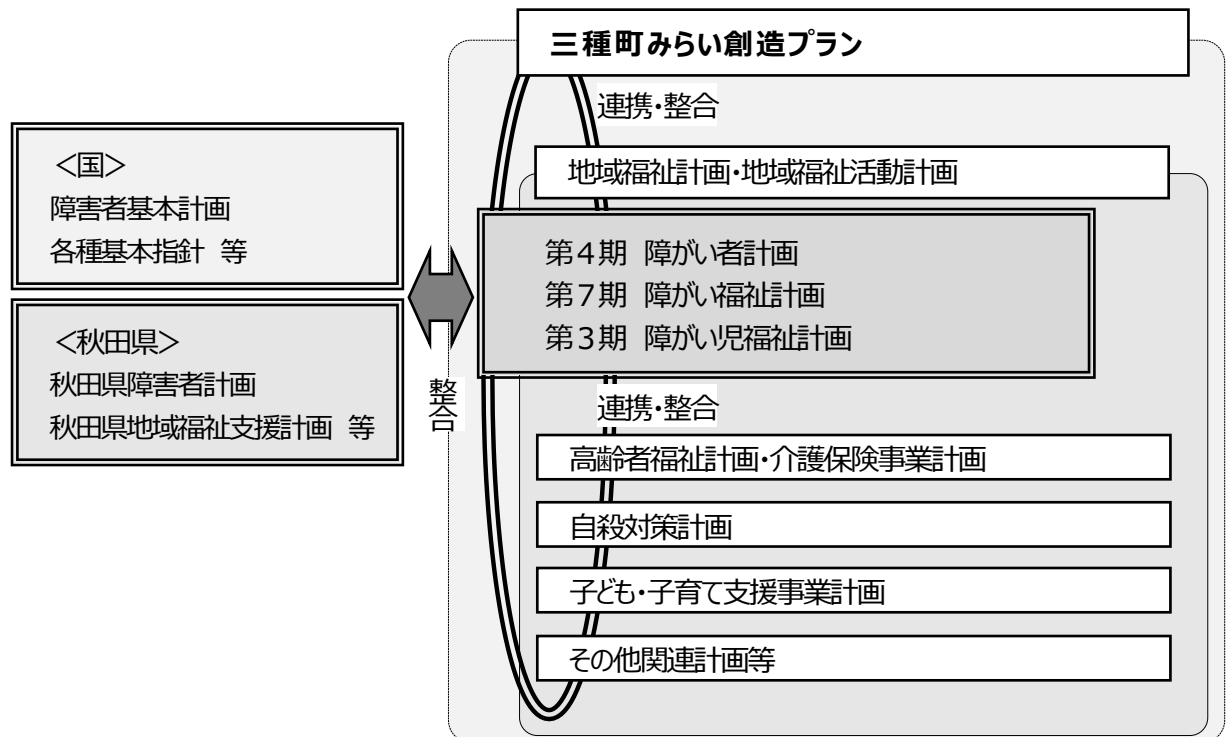
○障害児福祉計画

児童福祉法第 33 条の 20 に規定する「障害児福祉計画」に相当するものであり、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築するとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図ることを目指す計画です。

障がい児支援は、市町村における障害児通所支援と都道府県における障害児入所支援を両輪として推進されるため、県と密接な連携を図りながら推進していきます。

2) 関連計画との関係

計画策定にあたっては、本町の最上位計画である「三種町みらい創造プラン」における関連施策の方向性を踏まえるとともに、国の方針や県の計画、その他関連する諸計画と相互に連携し、整合性に留意するものです。



(2) 計画の期間

本計画は令和6年度から令和11年度までの6年間の計画となっています。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、中間年度である令和8年度中に目標数値等の見直しを行い、令和9年度からの後半期の数値目標を設定します。

また、計画の内容と実際の状況にかい離がある場合は、計画期間中においても適宜計画の見直しを行うものとします。(国の第5次障害者基本計画の計画期間は令和5～9年度までの5年間)

令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
第4期障がい者計画					
障がい福祉計画(第7期) 障がい児福祉計画(第3期)					
進捗評価	進捗評価	進捗評価	障がい福祉計画(第8期) 障がい児福祉計画(第4期)		
		数値目標の見直し			

3. 計画の対象者

本計画は、障害者基本法の理念に基づき、保健、医療、福祉、教育等の対人サービスについては身体障がい(児)者、知的障がい(児)者・精神障がい者のほか、難病患者、発達障がい、高次脳機能障がい等も対象とします。

しかし、ノーマライゼーション社会の実現のためにはすべての住民の理解と協力が必要です。したがって、本計画は全住民を対象としています。

○障害者基本法（抄）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

○障害者総合支援法（抄）

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満である者をいう。

○児童福祉法（抄）

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいう。

- ② この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童または精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

○発達障害者支援法（抄）

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

- 2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活または社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

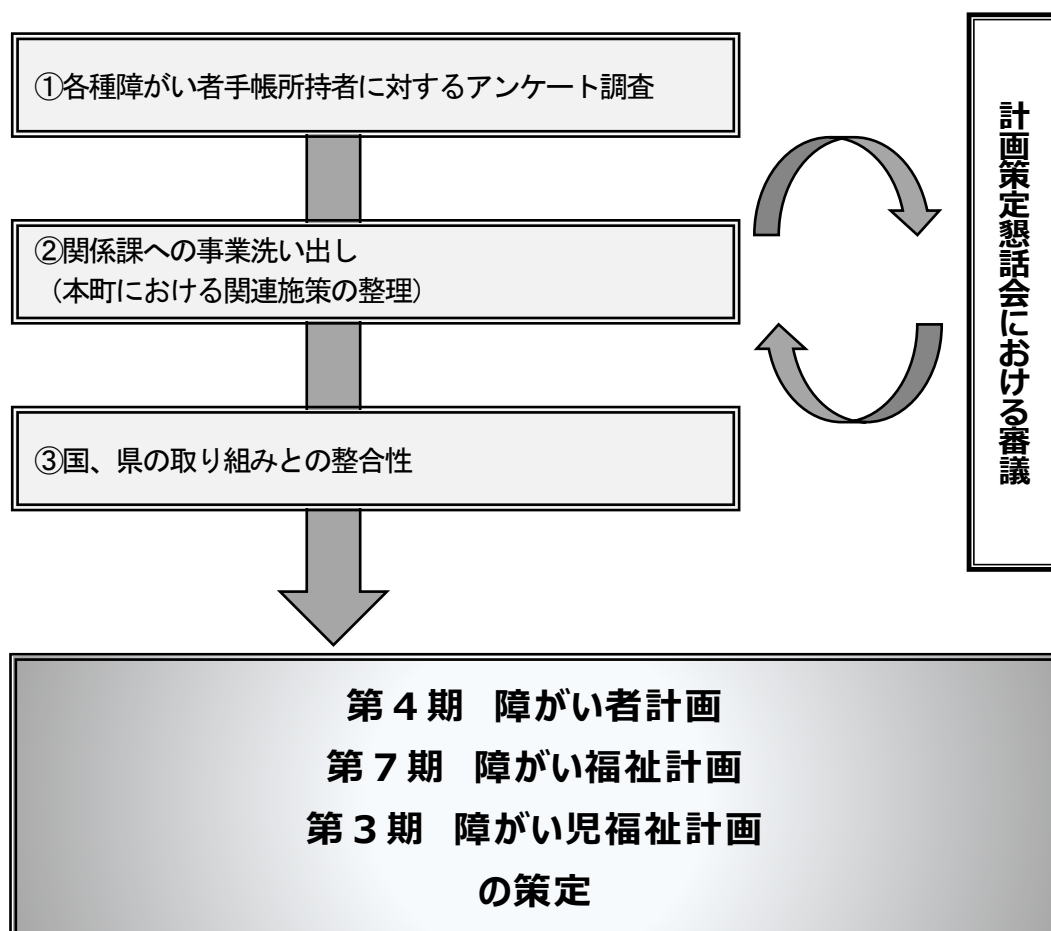
4. 計画の策定体制

(1) 計画策定の流れ

本計画の策定にあたっては、各種障がい者手帳所持者(本人及びその家族)に対してニーズ把握等のためアンケート調査を実施して、計画の策定を図りました。

また、国や秋田県の障がい福祉に関する取り組みとの整合性を図るとともに、本町における関連する取り組みについて整理し、計画に反映しています。

計画内容については、計画策定懇話会において審議し、調整を図った上で、計画策定を行っています。



(2) アンケート調査の実施

「第4期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の策定に向けて、障がいのある方やそのご家族が抱えている困りごとや必要な支援などを把握し、今後の障がい者福祉の具体的な施策に反映するためにアンケート調査を実施しました。

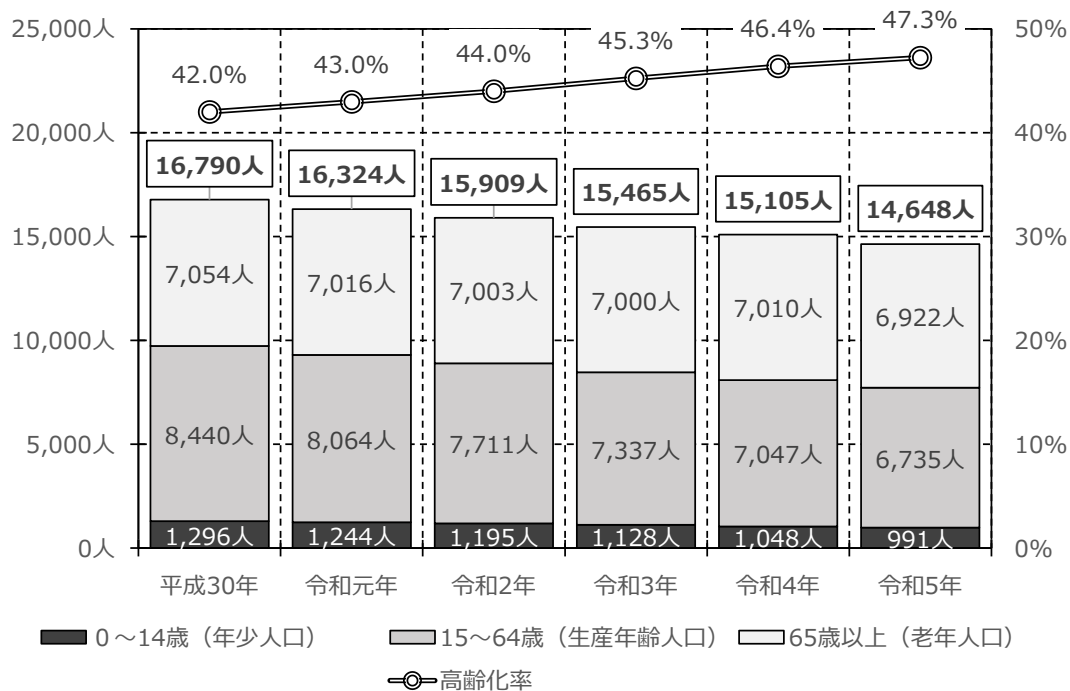
調査名称	三種町第4期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定に向けたアンケート
調査対象	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者(及びその家族等)、発達障がい者・高次脳機能障がい者・難病患者等
調査方法	郵送調査
調査期間	令和5年7月
配布数	500 件
有効回収率(数)	45.4%(227 件)

第2章 障がい者福祉を取り巻く状況

1. 地域福祉を取り巻く状況

(1) 人口の状況

1) 年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年度10月1日現在）
令和5年度は推計値

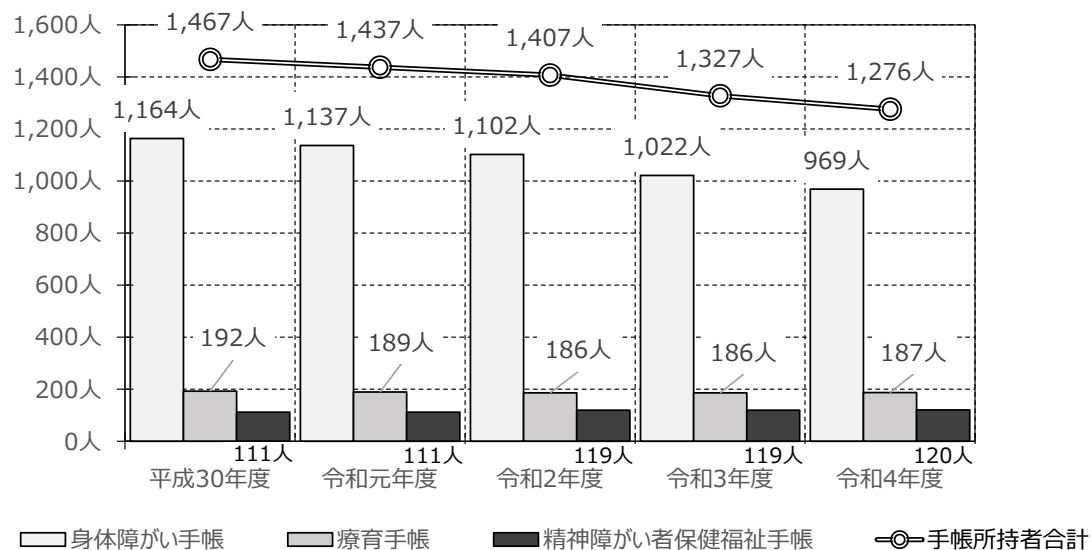
総人口は、平成30年の16,790人から、令和4年には15,105人と、1,685人の減少となっており、令和5年度は14,648人となると見込んでいます。

いずれの年齢層も減少傾向にあります。平成4年度の0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口は、平成30年の8割程度の水準まで減少しています。

65歳以上の老年人口も減少傾向にあるものの、全体に占める割合（高齢化率）は上昇しており、令和4年度は46.4%、令和5年度は47.3%になると見込んでいます。

(2) 障がい者の状況

1) 障がい者手帳の所持者数の推移



資料：三種町調べ（各年度末現在）

※令和5年度は6月1日現在

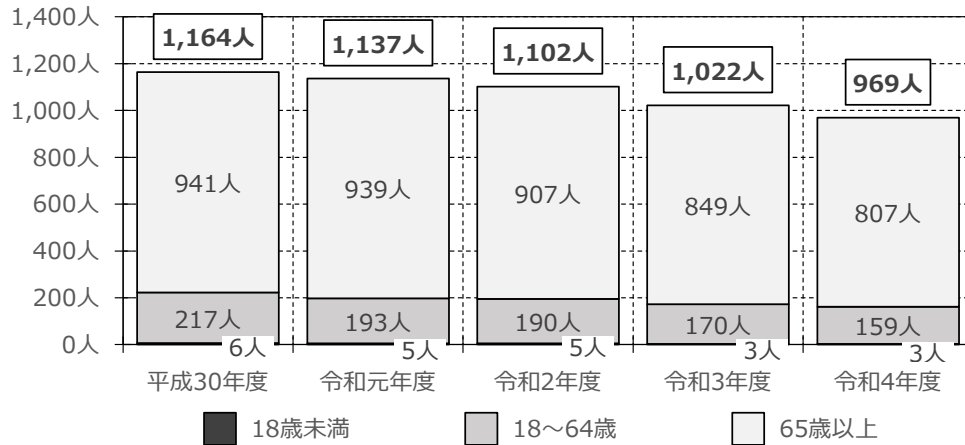
各種障がい者手帳の所持者数の合計は、平成30年度の1,467人から、令和4年度には1,276人と191人の減少となっています。

手帳の中では各年度、身体障がい者手帳の所持者数がもっとも多くなっていますが、減少傾向にあり、令和4年度は969人と平成30年度より195人減少しています。

療育手帳の所持者数は190人前後でほぼ横ばいに推移しており、精神障がい者保健福祉手帳所持者数はわずかに増加しています。

2) 身体障がい者手帳所持者数の状況

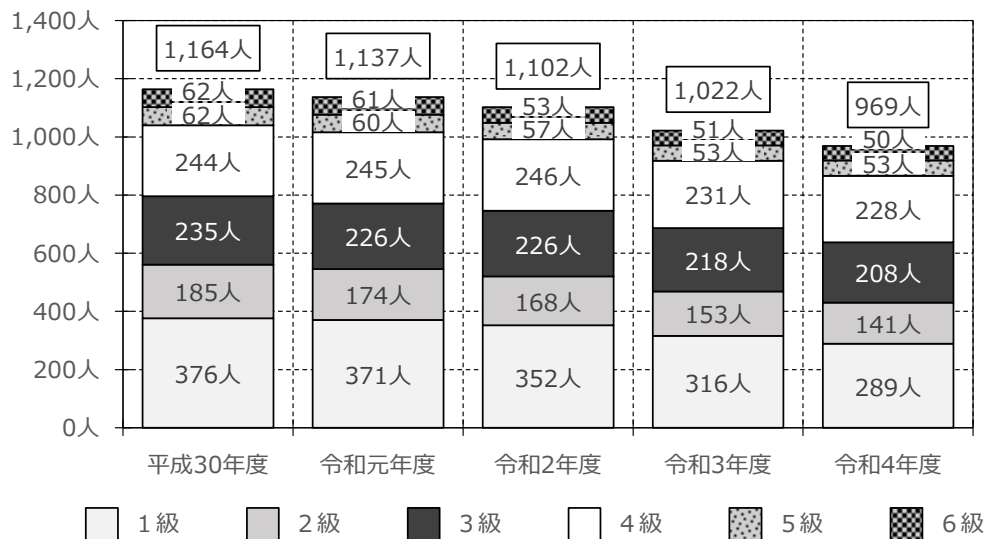
①年齢の内訳



資料：福祉課（各年度末現在）

身体障がい者手帳所持者について年齢別にみると、各年度、65歳以上が全体の8割以上を占め、18～64歳が16～19%と2割弱、18歳未満は5%以下となっています。

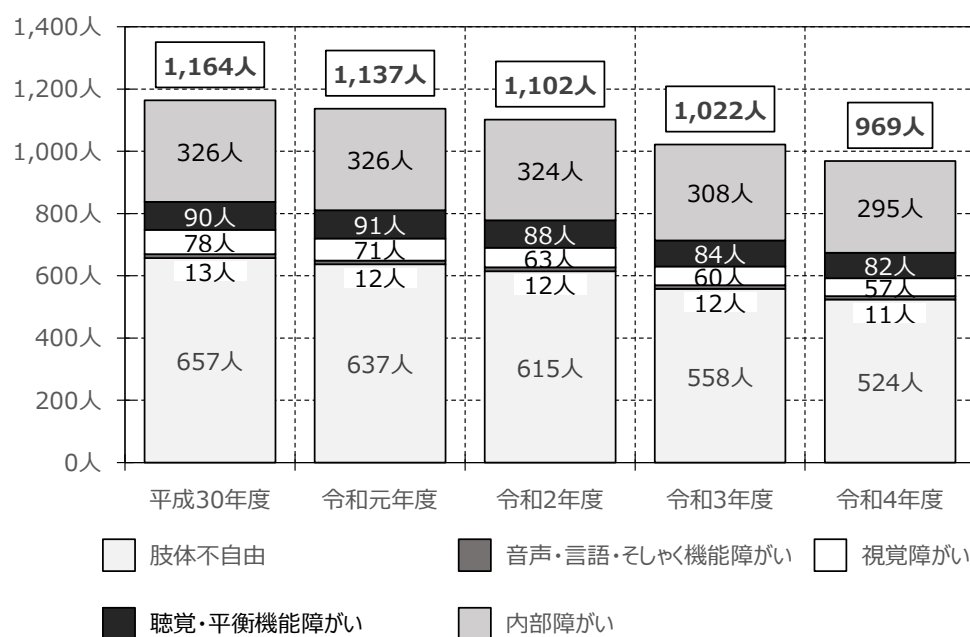
②等級の内訳



資料：福祉課（各年度末現在）

身体障がい者手帳所持者について手帳の等級別にみると、各年度、1級が全体の3割前後でもっとも多く、ついで3級、4級がともに2割以上で多くなっています。

③障がいの部位の内訳

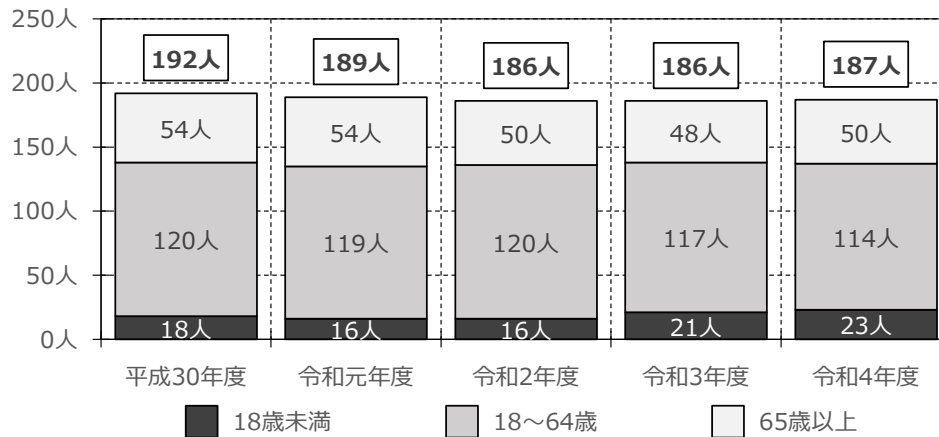


資料：福祉課（各年度末現在）

身体障がい者手帳所持者について障がいの部位別にみると、各年度、肢体不自由が全体の半数を超えもっとも多く、ついで内部障がいのが3割前後で多くなっています。

3) 療育手帳所持者数の状況

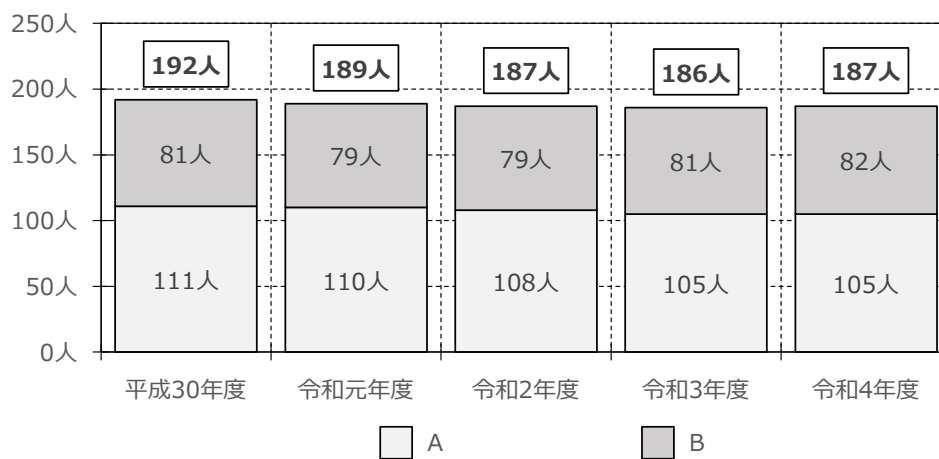
①年齢別



資料：福祉課（各年度末現在）

療育手帳所持者について年齢別にみると、各年度、18～64 歳が全体の6割以上を占め、65 歳以上が3割近く、18 歳以下は1割前後となっています。

②等級別

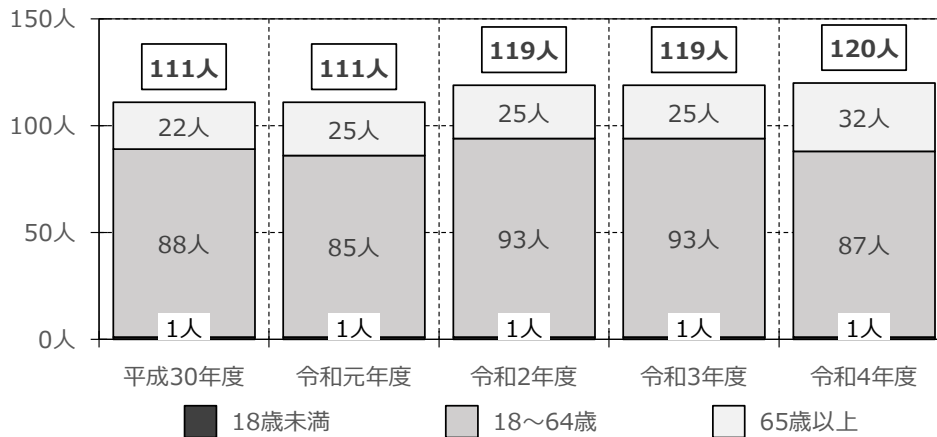


資料：福祉課（各年度末現在）

療育手帳所持者について手帳の等級別にみると、各年度、Aが全体の6割近く、Bが4割強となっていますが、Bの占める割合がわずかに増加傾向にあります。

4) 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の状況

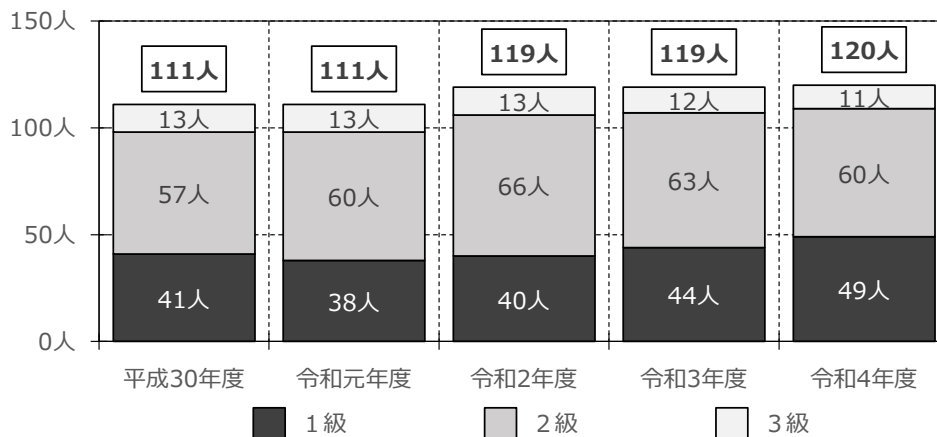
①年齢別



資料：福祉課（各年度末現在）

精神障がい者保健福祉手帳所持者について年齢別にみると、各年度、18～64 歳が全体の7～8割近くを占め、65 歳以上が2～3割近く、18 歳未満は1%程度となっていますが、65 歳以上の占める割合が増加傾向にあります。

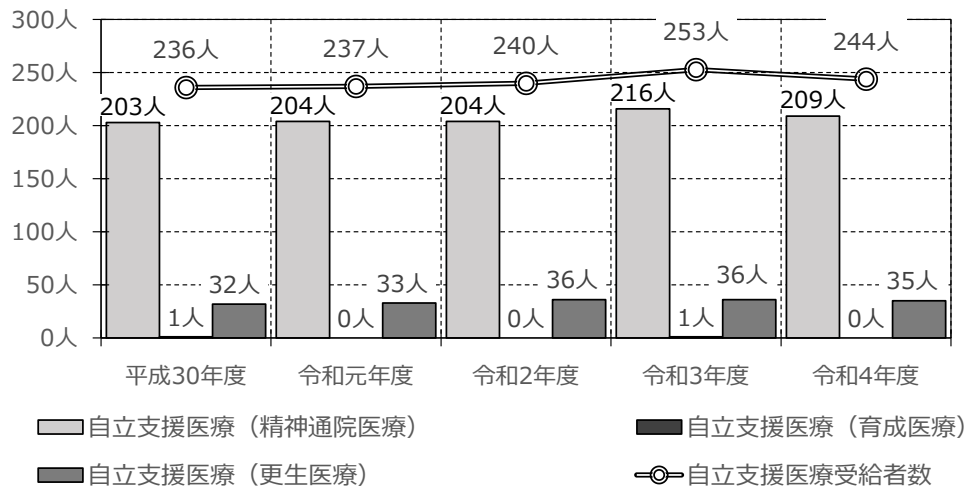
②等級別



資料：福祉課（各年度末現在）

精神障がい者保健福祉手帳所持者について手帳の等級別にみると、各年度、2級が全体の半数以上を占め、1級が3～4割、3級が1割前後となっていますが、1級の占め割合がやや増加傾向にあります。

5) 自立支援医療の状況

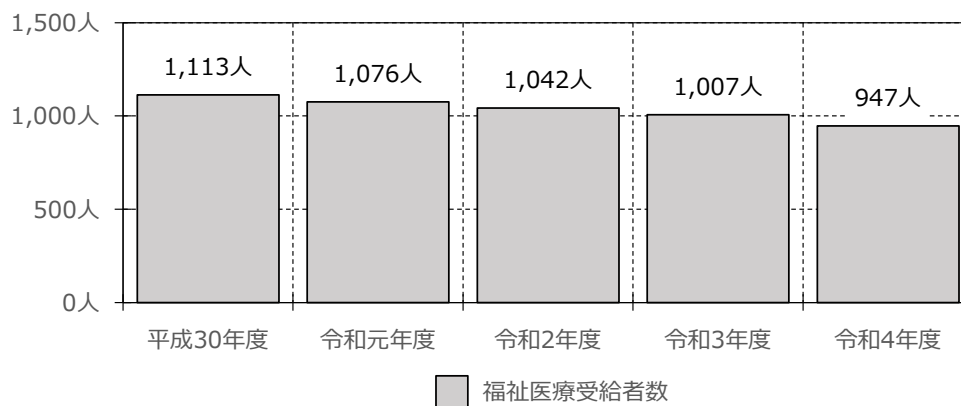


資料：福祉課（各年度末現在）

自立支援医療受給者数は、平成 30 年度から令和3年度にかけてわずかに増加していましたが、令和4年度はやや減少して 244 人となっています。

受給者の内訳をみると、各年度、精神通院が全体の8割を超え、更生医療が 14～15%で、育成医療は年に1人いるかいないかといった状況となっています。

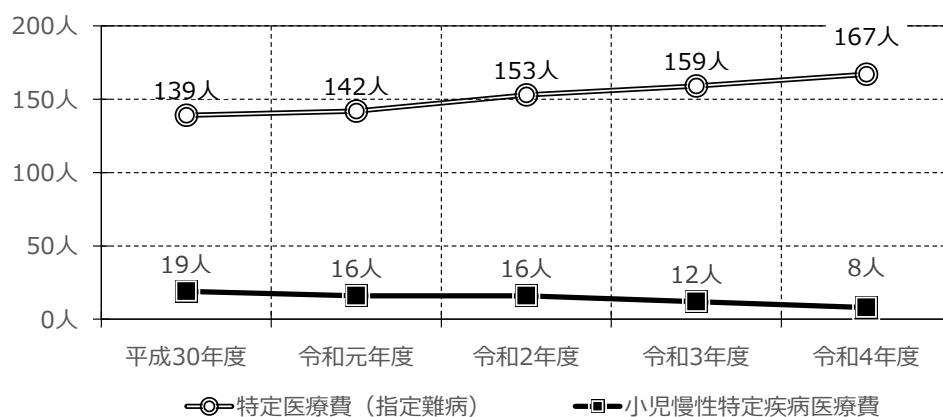
6) 福祉医療の状況



資料：福祉課（各年度末現在）

福祉医療受給者数は減少傾向にあり、平成 30 年度の 1,113 人から、令和4年度には 947 人と 166 人の減少となっています。

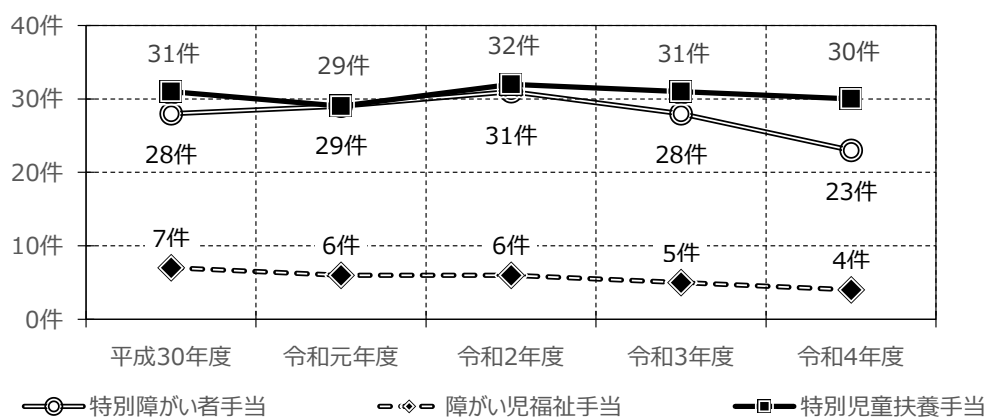
7) 医療費助成の状況



資料：山本地域振興局（各年度末現在）

医療費助成の状況をみると、特定医療費(指定難病)受給者数はやや増加傾向にあり、平成 30 年度の 139 人から、令和4年度には 167 人と 28 人の増加となっています。

8) 各種手当での状況



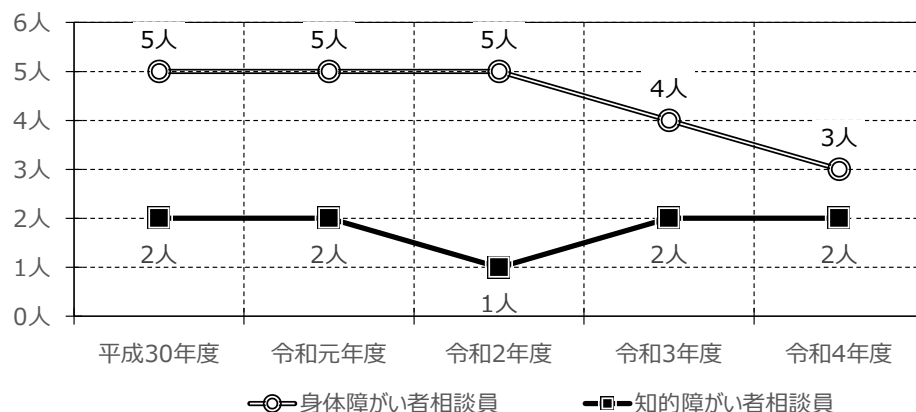
資料：福祉課（各年度末現在）

各種手当での受給状況をみると、特別障がい者手当の受給件数は、令和2年度の 31 件をピークにやや減少し、令和4年度は 23 件となっています。

障がい児福祉手当の受給件数は年々わずかに減少し、平成 30 年度の 7 件から令和4年度には 4 件となっています。

特別児童扶養手当の受給件数は 30 件前後でほぼ横ばいに推移しています。

9) 障がい者相談員の配置状況



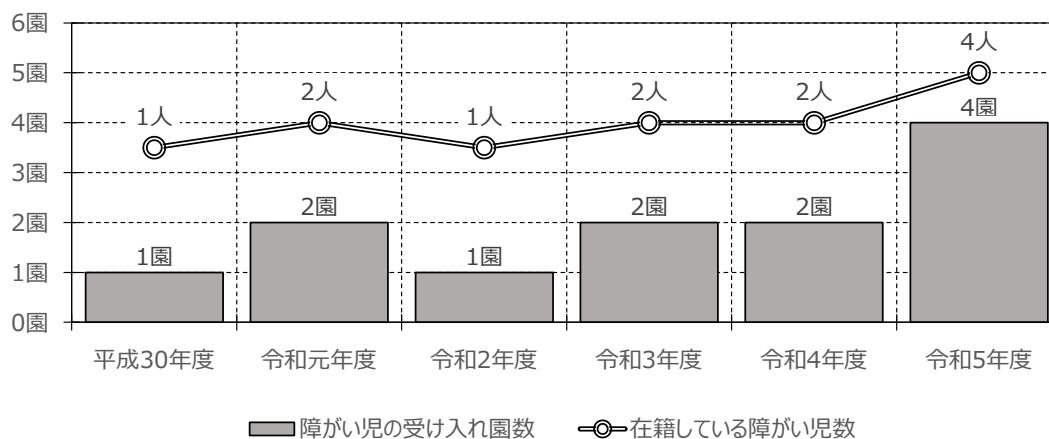
資料：福祉課（各年度末現在）

障がい者相談員の配置状況をみると、身体障がい者相談員は令和2年度までは5人で推移していますが、以降は減少し、令和3年度は4人、令和4年度は3人の配置となっています。

知的障がい者相談員は各年度、おおむね2人を配置しています。

10) 障がい児の就学状況

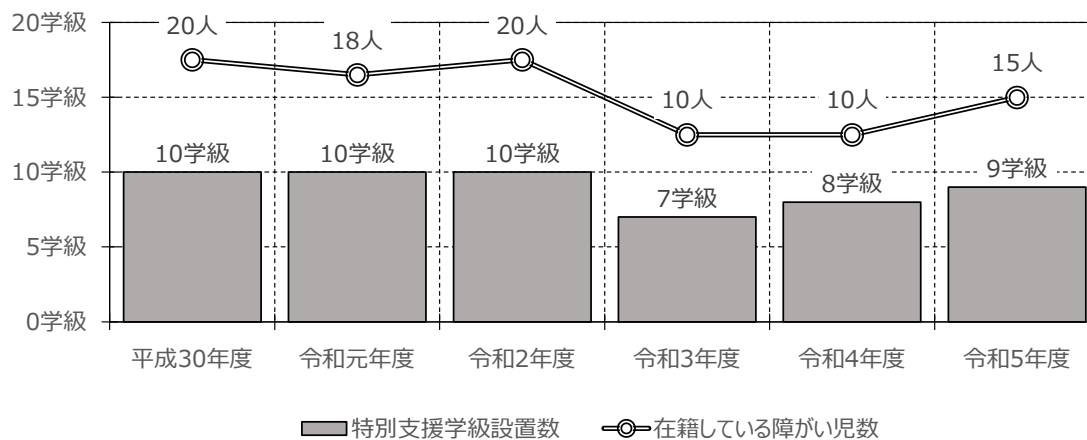
①保育園



資料：福祉課（各年度4月1日現在）

障がい児を受け入れている保育園数、在籍している障がい児数ともに平成5年度より倍に増加し、障がい児を受け入れている保育園数は4園、在籍している障がい児数は4人となっています。

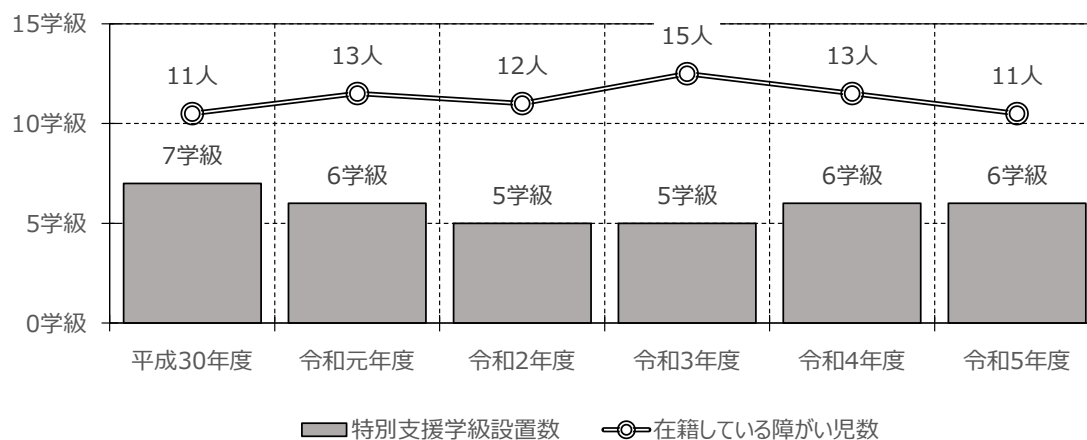
②小学校



資料：教育委員会（各年度4月1日現在）

小学校の特別支援学級の設置数、在籍している障がい児数ともに令和3年度は減少するものの令和4年度以降は増加に転じ、令和5年度は9学級、在籍児15人となっています。

③中学校



資料：教育委員会（各年度4月1日現在）

中学校の特別支援学級設置数は、令和元年度以降は5～6学級で推移しており、令和5年度は6学級となっています。

在籍している障がい児数は、10人台で推移しており、令和5年度は11人となっています。

2. 障がい福祉サービスの進捗状況

(1) 自立支援給付サービス

1) 日中活動系サービス

①療養介護

上段：前回計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	利用実人数 (人/月)	9人	11人	11人	11人	11人	11人
					10人	10人	10人
					90.9%	90.9%	90.9%

療養介護については、令和3年度から各年度、月に11人の利用を見込んでおり、令和3～5年度まで10人と、おおむね計画値通りの利用状況となっています。

②生活介護

上段：前回計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用実人数 (人/月)	106人	100人	101人	100人	100人	100人
					99人	100人	100人
					99.0%	100.0%	100.0%
	利用延べ人数 (人日/月)	1,990人日	1,860人日	1,906人日	1,900人日	1,900人日	1,900人日
					1,900人日	1,881人日	1,947人日
					100.0%	99.0%	102.5%

生活介護については、令和3年度から各年度、月に100人、延べ1,900人日の利用を見込んでおり、ほぼ計画値通りの利用状況となっています。

③自立訓練（機能訓練）

上段：前回計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練（機能訓練）	利用実人数 (人/月)	1人	1人	1人	1人	1人	1人
					0人	0人	0人
					—	—	—
	利用延べ人数 (人日/月)	5人日	8人日	8人日	8人日	8人日	8人日
					0人日	0人日	0人日
					—	—	—

自立訓練(機能訓練)については、令和3年度から各年度、月に1人の利用を見込んでいましたが、これまでのところ利用はない状況となっています。

④自立訓練（生活訓練）

上段：前回計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練（生活訓練）	利用実人数 （人/月）	1人	1人	1人	0人	0人	0人
					0人	1人	1人
					—	—	—
	利用延べ人数 （人日/月）	20人日	22人日	22人日	0人日	0人日	0人日
					0人日	27人日	28人日
					—	—	—

自立訓練(生活訓練)については、当面のところ当該サービスの利用が見込まれないため、前回計画においては利用を見込んでいませんでしたが、令和4年度より1人の利用があります。

⑤就労移行支援

上段：前回計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	利用実人数 （人/月）	1人	0人	0人	0人	0人	0人
					1人	1人	0人
					—	—	—
	利用延べ人数 （人日/月）	1人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
					22人日	23人日	0人日
					—	—	—

就労移行支援については、令和元年度以降は利用がないため、前回計画では利用を見込んでいませんでしたが、令和3、4年度ともに1人の利用がありました。

⑥就労継続支援（A型）

上段：前回計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援（A型）	利用実人数 （人/月）	9人	11人	12人	12人	12人	13人
					11人	12人	9人
					91.7%	100.0%	69.2%
	利用延べ人数 （人日/月）	193人日	226人日	253人日	220人日	230人日	250人日
					231人日	216人日	189人日
					105.0%	93.9%	75.6%

就労継続支援(A型)については、令和3年度から月に12～13人、延べ220～250人日の利用を見込んでおり、おおむね計画値通りの利用状況となっています。（令和5年度にはやや利用が減少しています。）

⑦就労継続支援（B型）

上段：前回計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援（B型）	利用実人数 （人/月）	26人	27人	24人	25人	25人	26人
					21人	20人	21人
					84.0%	80.0%	80.8%
	利用延べ人数 （人日/月）	442人日	486人日	446人日	450人日	450人日	468人日
					357人日	360人日	355人日
					79.3%	80.0%	75.9%

就労継続支援(B型)については、令和3年度から月に 25～26 人、延べ 450～468 人日の利用を見込んでいましたが、実際の利用は計画値の8割程度の水準で推移しています。

⑧就労定着支援

上段：前回計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	利用実人数 （人/月）	2人	3人	2人	2人	1人	1人
					0人	0人	0人
					—	—	—
	利用延べ人数 （人日/月）	3人日	3人日	2人日	2人日	1人日	1人日
					0人日	0人日	0人日
					—	—	—

就労定着支援については、令和3年度からは月に2～1人に利用が減少するものと見込んでいましたが、これまでのところ利用はない状況となっています。

⑨短期入所

上段：前回計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所	利用実人数 （人/月）	3人	6人	5人	5人	5人	5人
					4人	3人	3人
					80.0%	60.0%	60.0%
	利用延べ人数 （人日/月）	50人日	71人日	50人日	50人日	50人日	50人日
					32人日	45人日	50人日
					64.0%	90.0%	100.0%

短期入所については、令和3年度から各年度、月に5人、延べ 50 人日の利用を見込んでいましたが、実際の利用は6～8割程度の水準となっています。

2) 居住系サービス

①施設入所支援

上段：前回計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	利用実人数 (人/月)	71人	68人	65人	65人	64人	63人
					67人	67人	67人
					103.1%	104.7%	106.3%

施設入所支援については、令和3年度から月に 65～63 人に利用が減少するものと見込んでいましたが、実際の利用は令和3～5年度まで 67 人と計画値をやや上回っています。

②共同生活援助（グループホーム）

上段：前回計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	利用実人数 (人/月)	23人	26人	22人	23人	24人	24人
					20人	22人	21人
					87.0%	91.7%	87.5%

共同生活援助については、令和3年度から月に 23～24 人に利用が増加するものと見込んでおり、実際も計画値をやや下回っているものの、利用者数はやや増加しています。

③自立生活援助

上段：前回計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
					0人	0人	0人
					—	—	—

自立生活援助については、これまで利用がないため、前回計画においては利用を見込んでおらず、実際の利用もない状況となっています。

3) 訪問系サービス

①居宅介護

上段：前回計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	利用実人数 (人/月)	16人	16人	17人	17人	17人	17人
					16人	19人	16人
					94.1%	111.8%	94.1%
	利用時間 (時間/月)	317時間	287時間	296時間	300時間	300時間	300時間
					296時間	319時間	320時間
					98.7%	106.3%	106.7%

居宅介護については、令和3～5年度まで、見込んでいた月 17 人前後、300 時間前後の利用があり、ほぼ計画値通りの利用状況となっています。

②重度訪問介護

上段：前回計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度訪問介護	利用実人数 (人/月)	4人	4人	4人	4人	4人	4人
					4人	3人	3人
					100.0%	75.0%	75.0%
	利用時間 (時間/月)	1,275時間	1,609時間	1,600時間	1,600時間	1,600時間	1,600時間
					1,963時間	1,887時間	1,800時間
					122.7%	117.9%	112.5%

重度訪問介護の利用者数は、令和3年度は4人と計画値通りで、以降、令和5年度までは3人となっています。利用時間は、見込んだ 1,600 時間を上回る水準で推移しています。

③行動援護

上段：前回計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
行動援護	利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
					0人	0人	0人
					—	—	—
	利用時間 (時間/月)	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
					0時間	0時間	0時間
					—	—	—

行動援護については、これまで利用がないため、前回計画においては利用を見込んでおらず、実際の利用もない状況となっています。

④同行援護

上段：前回計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
同行援護	利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
					0人	0人	0人
					—	—	—
	利用時間 (時間/月)	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
					0時間	0時間	0時間
					—	—	—

同行援護については、これまで利用がないため、前回計画においては利用を見込んでおらず、実際の利用もない状況となっています。

⑤重度障がい者等包括支援

上段：前回計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度障がい者等包括支援	利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
					0人	0人	0人
					—	—	—
	利用時間 (時間/月)	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
					0時間	0時間	0時間
					—	—	—

重度障がい者等包括支援については、これまで利用がないため、前回計画においては利用を見込んでおらず、実際の利用もない状況となっています。

4) 相談支援

①計画相談支援

上段：前回計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用実人数 (人/月)	26人	28人	30人	30人	30人	30人
					17人	20人	25人
					56.7%	66.7%	83.3%

計画相談支援については、令和3年度から各年度、月に 30 人の利用を見込んでいましたが、実際の利用は計画を下回っているものの、利用は増加傾向にあります。

②地域移行支援

上段：前回計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	1人	1人	1人
					0人	0人	0人
					0.0%	0.0%	0.0%

地域移行支援については、これまで利用がないため、前回計画においては利用を見込んでおらず、実際の利用もない状況となっています。

③地域定着支援

上段：前回計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域定着支援	利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	1人	1人	1人
					0人	0人	0人
					0.0%	0.0%	0.0%

地域定着支援については、平成 30 年度以降利用がありませんでしたが、令和3年度からは1人の利用を見込んでいました。しかし、令和3年度以降も利用がない状況となっています。

(2) 地域生活支援事業

1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

上段：前回計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討
					未実施	未実施	未実施

理解促進研修・啓発事業については、令和3年度から実施を検討しましたが、令和5年度まで実施には至りませんでした。

②自発的活動支援事業

上段：前回計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討
					未実施	未実施	未実施

自発的活動支援事業については、令和3年度から実施を検討しましたが、令和5年度まで実施には至りませんでした。

③障がい者相談支援事業（相談支援事業）

上段：前回計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者相談支援事業	実施か所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
					2か所	2か所	2か所
					100.0%	100.0%	100.0%

障がい者相談支援事業については、令和3年度から各年度、2か所での実施を見込んでおり、実際も2か所で実施しています。

④機能強化事業（相談支援事業）

上段：前回計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援機能強化事業	実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
					1か所	1か所	1か所
					100.0%	100.0%	100.0%

相談支援機能強化事業については、令和3年度から各年度、1か所での実施を見込んでおり、実際も1か所で実施しています。

⑤成年後見制度利用支援事業

上段：前回計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	件数 (件/年)	0件	1件	0件	0件	0件	0件
					0件	0件	0件
					—	—	—

成年後見制度利用支援事業については、前回計画においては利用を見込んでおらず、実際の利用もない状況となっています。

⑥成年後見制度法人後見支援事業

上段：前回計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討
					未実施	未実施	未実施

成年後見制度法人後見支援事業については、令和3年度から実施を検討しましたが、令和5年度まで実施には至りませんでした。

⑦意思疎通支援事業

上段：前回計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
意思疎通支援事業	件数 (件/年)	19件	25件	25件	25件	25件	25件
					35件	25件	25件
					140.0%	100.0%	100.0%

意思疎通支援事業については、令和3年度から各年度、年に 25 件の利用を見込んでおり、実際の利用もほぼ計画値通りとなっています。

⑧手話奉仕員養成研修事業

上段：前回計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討
					未実施	未実施	未実施

手話奉仕員養成研修事業については、令和3年度から実施を検討しましたが、令和5年度まで実施には至りませんでした。

⑨日常生活用具給付等事業

上段：前回計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具 給付等事業	自立生活支援用具	給付延べ件数 (件数/年)	2件	1件	1件	2件	2件	2件
						1件	1件	1件
						50.0%	50.0%	50.0%
	情報・意思疎通 支援用具	給付延べ件数 (件数/年)	4件	7件	2件	2件	2件	2件
						3件	0件	0件
						150.0%	0.0%	0.0%
	排泄管理支援用具	給付延べ件数 (件数/年)	705件	711件	726件	730件	730件	730件
						732件	658件	720件
						100.3%	90.1%	98.6%
	介護訓練支援用具	給付延べ件数 (件数/年)	1件	1件	1件	1件	1件	1件
						0件	1件	4件
						0.0%	100.0%	400.0%
	在宅療護等支援用具	給付延べ件数 (件数/年)	2件	4件	4件	4件	4件	4件
						2件	0件	0件
						50.0%	0.0%	0.0%
	住宅改修費助成事業	給付延べ件数 (件数/年)	1件	0件	0件	1件	1件	1件
						0件	0件	0件
						0.0%	0.0%	0.0%

日常生活用具給付等事業のうち、利用件数のもっとも多い排泄管理支援用具の給付については、おおむね計画値通りの利用状況となっています。

その他の用具の給付や住宅改修費の助成などは、1～4件の利用があるかないかといった状況となっています。

⑩移動支援事業

上段：前回計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	利用実人数 (人/年)	1人	1人	0人	0人	1人	1人
					0人	0人	0人
					—	—	—

移動支援事業については、令和4年度から各年度、月に1人の利用を見込んでいましたが、利用はありませんでした。

⑪地域活動支援センター機能強化事業

【基本的事業】

上段：前回計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター（基本的事業）	実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
					1か所	1か所	1か所
					100.0%	100.0%	100.0%
	利用実人数 (人/年)	10人	11人	10人	11人	11人	11人
					11人	10人	10人
					100.0%	90.9%	90.9%

地域活動支援センターの基本的事業については、令和3年度から各年度、1か所での実施を見込んでおり、令和3年度以降、計画通りの実施状況となっています。

利用者数は年に 11 人を見込んでおり、令和5年度までおおむね計画値通りの利用状況となっています。

【機能強化事業】

上段：前回計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター機能強化事業	実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
					1か所	1か所	1か所
					100.0%	100.0%	100.0%

地域生活支援センター機能強化事業については、令和3年度から各年度、1か所での実施を見込んでおり、実際に1か所で実施しています。

2) 任意事業

①訪問入浴サービス

上段：前回計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	利用実人数 (人/年)	2人	1人	1人	1人	1人	1人
					1人	1人	1人
					100.0%	100.0%	100.0%

訪問入浴サービスについては、令和3年度から各年度、年に1人の利用を見込んでおり、計画値通りの利用状況となっています。

②日中一時支援事業

上段：前回計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	利用実人数 (人/年)	7人	11人	6人	7人	7人	7人
					6人	6人	4人
					85.7%	85.7%	57.1%

日中一時支援事業については、令和3年度から各年度、年に7人の利用を見込んでおり、実際の利用は令和3、4年度は6人と、おおむね計画値通りの利用状況となっていました。令和5年度は4人とやや計画値を下回っています。

③社会参加促進事業

上段：前回計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
社会参加 促進事業	自動車運転免許 取得費助成事業	件数 (件/年)	2件	0件	2件	2件	2件	2件
						0件	0件	0件
						0.0%	0.0%	0.0%
	自動車改造費助成 事業	件数 (件/年)	0件	1件	1件	1件	1件	1件
						1件	2件	0件
						100.0%	200.0%	0.0%

自動車運転免許取得助成事業については、令和3年度から各年度、年に2件の助成を見込んでいましたが、これまでのところ利用はない状況となっています。

自動車改造費助成事業については、令和3年度から各年度、年に1件の助成を見込んでおり、令和3年度は1件と計画値通りで、令和4年度は2件となっています。

3. 障がい児福祉サービスの進捗状況

(1) 障がい児通所支援

①児童発達支援

		上段：前回計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用実人数 (人/月)	4人	5人	4人	4人	4人	4人
					4人	6人	5人
					100.0%	150.0%	125.0%
	利用延べ人数 (人日/月)	13人日	9人日	10人日	10人日	10人日	10人日
					16人日	12人日	18人日
					160.0%	120.0%	180.0%

児童発達支援の利用者数は、令和3年度以降、計画をやや上回る水準で推移しています。利用延べ人数も見込んでいた10人日を上回る水準で推移しています。

②放課後等デイサービス

		上段：前回計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	利用実人数 (人/月)	5人	7人	10人	10人	10人	10人
					12人	11人	11人
					120.0%	110.0%	110.0%
	利用延べ人数 (人日/月)	80人日	111人日	108人日	105人日	105人日	105人日
					141人日	156人日	131人日
					134.3%	148.6%	124.8%

放課後デイサービスについては、令和3年度から各年度、月に10人、延べ105人日の利用を見込んでいましたが、計画値を上回る利用状況となっています。

③保育所等訪問支援

上段：前回計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
					0人	0人	1人
					—	—	—
	利用延べ人数 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
					0人日	0人日	1人日
					—	—	—

保育所等訪問支援については、これまで利用がないため、前回計画においては利用を見込んでいきましたが、令和5年度に1人の利用となっています。

④医療型児童発達支援

上段：前回計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型児童発達支援	利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
					0人	0人	0人
					—	—	—
	利用延べ人数 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
					0人日	0人日	0人日
					—	—	—

医療型児童発達支援については、これまで利用がないため、前回計画においては利用を見込んでおらず、実際の利用もない状況となっています。

⑤居宅訪問型児童発達支援

上段：前回計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型児童発達支援	利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
					0人	0人	0人
					—	—	—

居宅訪問型児童発達支援については、これまで利用がないため、前回計画においては利用を見込んでおらず、実際の利用もない状況となっています。

⑥障がい児相談支援

上段：前回計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援	利用実人数 (人/月)	2人	2人	2人	2人	2人	2人
					4人	3人	4人
					200.0%	150.0%	200.0%

障がい児相談支援の利用者数は、令和3年度から各年度、月に2人の利用を見込んでいましたが、令和3年度は4人、令和4年度は3人と、計画値を上回る利用状況となっています。

4. アンケート調査結果のポイント

1 調査対象者について

○手帳の所持状況

■「身体障がい者手帳」所持者が 6 割近くを占め、障がいの種類としては、「肢体不自由」が多い。

- 各種障がい者手帳の所持状況をみると、「身体障がい者手帳」所持者が 58.6%でもっとも多く、ついで「療育手帳」所持者が 27.8%となっています。
- 身体障がい者手帳所持者の中では、「1 級」が 20.7%でもっとも多く、障がいの種類としては、「肢体不自由」が 38.3%でもっとも多くなっています。
- 療育手帳については、64.3%が「持っていない」としており、手帳の等級は、「A」が 15.0%、「B」が 12.8%となっています。
- 精神障がい者保健福祉手帳については、75.3%が「持っていない」としており、手帳の等級は、「1 級」が 4.4%、「2 級」が 8.8%、「3 級」が 2.6%となっています。

○その他の障がい等の状況

■難病、発達障がいの診断を受けている人は 1 割程度。

- 難病の診断を「受けている」という回答は 11.9%、発達障がいの診断を「受けている」という回答は 11.5%、高次脳機能障がいの診断を「受けている」という回答は 5.3%となっています。
- 8～9 割は、難病、発達障がい、高次脳機能障がいを持っていないとしています。

○医療的ケアの状況

■7 割は「定期的に通院している」としており、40 歳以上では 8 割前後と割合が高まる。
■治療の内訳としては、「服薬管理」がもっとも多い。

- 医師による治療の状況をみると、全体の 72.2%は「定期的に通院している」としています。40 歳以上では 8 割前後が「定期的に通院している」としています。
- 医師による治療を受けているという回答者に、治療の内訳を聞くと、「服薬管理」が 40.1%でもっとも多くなっています。

○介護保険サービスの利用状況

■40 歳以上の 6 割は「介護の必要はない（介護保険に該当しない）」。
■介護保険サービス利用者では「福祉用具貸与（介・予）」の利用が多い。

- 40 歳以上の人に介護保険の要支援・要介護認定の状況について聞くと、6 割は「介護の必要はない（介護保険に該当しない）」（59.2%）としています。一方で、「認定を申請し、現在受けている」は 21.7%となっています。
- 「認定を申請し、現在受けている」人に要介護度について確認したところ、「要介護 1・2」が 32.5%と 3 割を占め、「要支援 1・2」（17.5%）とあわせると、半数は要介護 2 以下となっています。
- 「認定を申請し、現在受けている」人のうち、72.5%は現在介護保険サービスを「利用している」としています。
- 現在介護保険サービスを利用している人に利用しているサービスについて聞くと、「福祉用具貸与（介・予）」が 37.9%でもっとも多くなっています。

2 日々の暮らしの現状や希望について

○日常生活動作

■「一部介助が必要」と「全部介助が必要」をあわせた介助が必要という回答は、「外出」、「お金の管理」、「薬の管理」が4割前を占める。

○日常生活における介助の必要性についてみると、「一部介助が必要」と「全部介助が必要」をあわせた介助が必要という回答は、「外出」（41.4%）と「お金の管理」（42.3%）、については介助が必要という回答が4割を超えており、「薬の管理」も38.3%と4割近くが介助が必要としています。

○主な介助者

■主な介助者としては、「ホームヘルパーや施設の職員」と「父母・祖父母・兄弟」がともに4割を超える。

○介助が必要という人に主な介助者について聞くと、「ホームヘルパーや施設の職員」（45.2%）と「父母・祖父母・兄弟」（41.1%）がどちらも4割以上を占めて多くなっています。

○地域生活における希望

■4割以上は、将来も「家族と一緒に生活したい」としている。
■地域で生活していくために必要な支援としては、「経済的な負担の軽減」がもっとも多く、ついで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」、「障がい者に適した住居の確保」、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」などへの回答が3割以上を占める。

○将来の地域での生活のあり方については、「家族と一緒に生活したい」が46.7%でもっとも多くなっています。
○地域で生活していくために必要な支援としては、「経済的な負担の軽減」が54.6%でもっとも多く、ついで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」（40.5%）、「障がい者に適した住居の確保」（36.1%）、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」（35.2%）への回答が3割以上を占めています。
○身体障がい者手帳所持者と精神障がい者保健福祉手帳所持者では「経済的な負担の軽減」への回答がもっとも多くなっていますが、療育手帳所持者では「障がい者に適した住居の確保」、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」への回答が多くなっています。
○将来の生活の希望としては、「自宅でゆっくり過ごしたい」が30.0%でもっとも多くなっています。

○普段の生活で困っていること

■普段の生活の中で困っていることとしては、「外出する機会や場所が限られる」、「十分な収入が得られない」、「人とのコミュニケーションがうまくとれない」などへの回答が2割前後を占める。

○普段の生活の中で困っていることについては、「特にない」が32.2%と3割以上を占めていますが、困っていることとしては、「外出する機会や場所が限られる」（21.1%）、「十分な収入が得られない」（20.7%）、「人とのコミュニケーションがうまくとれない」（19.8%）などへの回答が2割前後と多くなっています。

3 日中の過ごし方について

○外出の状況

- 7 割近くは高い頻度で外出しているものの、外出頻度が低い人も 3 割を占める。
- 外出の目的は「買い物に行く」と「医療機関への受診」が多く、主な交通手段は「自家用車（同乗・自分で運転）」となっている。

- 1 週間の外出頻度をみると、「毎日外出する」が 28.6%、「1 週間に数回外出する」が 39.2%で、7 割近くは高い頻度で外出しています。
- 「めったに外出しない」（25.1%）、「まったく外出しない」（5.3%）という人も 3 割程度を占めています。
- 外出の際の主な同伴者について聞くと、「一人で外出する」が 36.0%でもっとも多く、同伴者としては「ホームヘルパーや施設の職員」が 19.9%、「父母・祖父母」が 17.1%、「配偶者（夫または妻）」が 16.6%となっています。
- 外出の目的としては、「買い物に行く」（69.2%）と「医療機関への受診」（63.0%）がともに 6 割以上を占めて多くとなっています。
- 外出時の交通手段としては、「自家用車（同乗・自分で運転）」が 71.6%で、突出して多くなっています。

○日中の過ごし方

- 現在の日中の過ごし方について 6 割近くは満足している。

- 現在の日中の過ごし方については、「どちらかといえば満足している」が 33.5%でもっとも多く、「満足している」（24.7%）とあわせると、58.1%は「満足」としています。介助が必要な日常生活動作別にみると、食事や家の中の移動に関して介助が必要という回答者では「満足」という回答の割合は 3 割台にとどまっています。
- 平日の日中の主な過ごし方としては、「自宅で過ごしている」が 31.7%でもっとも多くなっています。

○就労に対する意向

- 今後の就労意向を聞くと、半数以上は「仕事はしたくない、できない」としており、「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」という回答も半数を超える。
- 障がい者の就労支援として必要なこととしては、「職場の障がい者理解」がもっとも多く、ついで「短時間勤務や勤務日数等の配慮」、「通勤手段の確保」などへの回答が 3 割を占める。

- 現在収入の得られる仕事をしていない人に今後の就労意向を聞くと、「仕事をしたい」は 32.2%で、半数以上は「仕事はしたくない、できない」（55.2%）としています。年齢別にみると、「18 歳未満」では「仕事をしたい」という回答が 70.0%ですが、「18～40 歳未満」では 34.8%となっています。
- 現在収入の得られる仕事をしていない人に職業訓練の受講意向について聞くと、「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」が 50.6%と半数を占めています。
- 障がい者の就労支援として必要なこととしては、「職場の障がい者理解」が 41.0%でもっとも多くなっています。ついで「短時間勤務や勤務日数等の配慮」（33.0%）、「通勤手段の確保」（32.2%）などへの回答が 3 割を超えています。

4 障がい福祉サービス等の利用について

○障がい福祉サービスの利用状況

■ 現在利用している障がい福祉サービスの利用率は 1 割程度。「生活介護」、「計画相談支援」などが利用されている。

- 現在利用しているサービスとしては、「生活介護」（13.5%）、「計画相談支援」（10.7%）などが挙げられていますが、回答の割合は 1 割前後程度となっています。
- 今後利用したいサービスとしては「居宅介護（ホームヘルプ）」（12.1%）、「就労継続支援（B 型）」（12.1%）、「短期入所（ショートステイ）」（10.7%）、「移動支援事業」（10.2%）、「地域活動支援センター」（11.2%）、などへの回答が 1 割を超えています。
- 現在利用しているサービスの今後の利用意向はあまり高くなく、現在利用していないサービスに対する利用意向が高くなっています。

○障がい児福祉サービスの利用状況

■ 現在利用している障がい児福祉サービスは、「放課後等デイサービス」、「障がい児相談支援」など。

- 18 歳未満は 10 件で、現在利用しているサービスとしては「放課後等デイサービス」（40.0%）、「障がい児相談支援」（40.0%）が多くなっています。今後利用したいサービスとしては「児童発達支援」が 30.0%でもっとも多く、現在利用していないサービスに対して今後利用したいという回答が多くなっています。

○障がい福祉サービスの利用に際して困っていること

■ 障がい福祉サービスの利用について 4 割以上は特に困っていることはないとしている。困っていることとしては「制度のしくみがわからない」が 3 割を占める。

- 障がい福祉サービスの利用に際して困っていることとしては、「特になし」が 43.2%と 4 割以上を占めていますが、困っていることとしては、「制度のしくみがわからない」が 30.0%でもっとも多くなっています。

5 相談相手などについて

○困ったときの相談相手

■ 悩みや困ったことの相談相手は「家族や親せき」。

○ 悩みや困ったことの相談相手としては、「家族や親せき」が 65.6%と突出して多くなっています。

○相談に際しての希望

■ 相談に関する希望としては、「どこで、どんな相談ができるかわかりやすくしてほしい」がもっとも多い。

○ 相談に際しての希望としては、「特にない」が 28.2%でもっとも多くなっていますが、してほしいことの希望としては「どこで、どんな相談ができるかわかりやすくしてほしい」が 24.2%でもっとも多く、ついで「身近なところで相談できるようにしてほしい」（18.5%）への回答が多くなっています。

○障がいのことや福祉サービスなどに関する情報入手経路

■ 障がいのことや福祉サービスなどに関する情報入手経路は、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」、「行政機関の広報誌」、「サービス事業所の人や施設職員」などが 2 割を占める。

○ 障がいのことや福祉サービスなどに関する情報については、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が 26.4%でもっとも多く、ついで「行政機関の広報誌」（22.0%）、「サービス事業所の人や施設職員」（20.3%）などへの回答が 2 割を占めています。

6 権利擁護などについて

○障がいによる差別の経験

■ 障がいがあることでいやな思いをしたことがある人は 4 割以上。

■ いやな思いをした場所としては、「学校・仕事場」がもっとも多い。

○ 障がいによる差別の経験についてみると、46.7%は「ない」としています。

○ 「ある」は 14.1%、「少しある」は 30.8%で、あわせると 44.9%はいやな思いをしたことがあるとしており、差別の経験がある人となない人はほぼ半々となっています。

○ 障がいがあることでいやな思いをしたことがあるという回答者に、いやな思いをした場所について聞くと、「学校・仕事場」が 33.3%でもっとも多く、ついで「住んでいる地域」（25.5%）、「お店など」（24.5%）への回答が多くなっています。

7 町の取り組みについて

○本町の障がい者にとっての暮らしやすさ

- 本町の障がい者にとっての暮らしやすさについては、回答者の3割が暮らしやすいと評価しており、暮らしにくいという評価の2割を上回る。
- 差別経験がある人では3割が「暮らしにくい」と評価しており、差別経験がある人ほど本町の障がい者にとっての暮らしやすさの評価が低くなっている。

- 本町の障がい者にとっての暮らしやすさについては、「どちらかといえば暮らしやすい」（20.7%）と「暮らしやすい」（11.0%）をあわせると31.7%が「暮らしやすい」と評価しています。
- 一方、「どちらかという暮らしにくい」（15.4%）と「暮らしにくい」（4.8%）をあわせた「暮らしにくい」は20.3%で、暮らしやすいという評価が暮らしにくいという評価を上回っています。
- 障がいによる差別経験別にみると、差別経験がある人では31.3%が「暮らしにくい」（「どちらかという暮らしにくい」、「暮らしにくい」）としていますが、差別経験がない人では12.3%にとどまっており、差別経験がある人ほど本町の障がい者にとっての暮らしやすさの評価が低くなっています。

○今後、重要と思われる障がい者施策

- 今後、重要と思われる障がい者施策としては、移動支援と経済的支援への回答が多い。

- 今後、重要と思われる障がい者施策としては、「移動手段、送迎手段の確保」が33.0%、「経済的な援助の充実（医療費の補助、手当の拡充等）」が27.8%で、移動支援と経済的支援への回答が多くなっています。
- 身体障がい者手帳所持者では「移動手段、送迎手段の確保」、「経済的な援助の充実（医療費の補助、手当の拡充等）」を重要とする回答が3割を超えています。
- 療育手帳所持者では「障がい者のための入所・通所施設の整備」を重要とする回答が3割を超えています。
- 精神障がい者保健福祉手帳所持者では他の手帳所持者よりも多くの項目に対して重要と回答しており、「障がい者のための入所・通所施設の整備」、「移動手段、送迎手段の確保」、「能力に応じた職業訓練の充実」、「経済的な援助の充実（医療費の補助、手当の拡充等）」、「障がい者の安心の確保（防災、防犯、消費者保護対策の充実）」への回答が3割を超えています。

第3章 計画の基本方向

1. 基本理念

改正障害者基本法(平成 23 年7月成立)においては、「全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念にのっとり、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のための各種施策に関し、基本原則を定めています。

国の「障害者基本計画(第5次)」では、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことが掲げられ、共生社会の実現に向け、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するために取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定めるものとされています。

秋田県においては、「全ての県民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念として掲げ、「共生社会」の理想とする姿を、障がいのある人もない人も地域で安心して暮らしながら、学び、働き、文化芸術やスポーツ活動などへの参加を通して、生きがいを持って生活できることと設定し、県民一人ひとりが障がいへの理解を深め、支え合いながら「共生社会」の実現を目指すとしています。

本町においても、こうした国や秋田県の基本理念に基づき、町民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援するとともに、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、福祉・介護・医療が連携した地域包括ケアシステムの環境整備をすすめるとともに、障がいのある人が身近な地域の中で必要な支援が受けられ、地域社会において他の人と共生できる地域社会の実現を目指し、様々な施策に取り組んでいきます。

国、県においては引き続き、障がいの有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことが基本理念の考え方に継承されており、本町においても共生できる地域社会の実現を目指していくことを明確に示すため、本計画の基本理念を次のように設定します。

**互いの人格と個性を尊重し、ともに支え合いながら
一人ひとりが生きがいをもって生活していくことができる
まちづくり**

2. 基本施策

国の「障害者基本計画(第5次)」では、次の 11 項目の基本方向に沿って施策を展開していくとしている。

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2. 安全・安心な生活環境の整備
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
4. 防災、防犯等の推進
5. 行政等における配慮の充実
6. 保健・医療の推進
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8. 教育の振興
9. 雇用・就業、経済的自立の支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

本町においても、おおむね国の掲げている取組方向を踏まえてた障がい者施策に取り組んできましたが、本町の環境や住民のニーズにより、必要とされる事業に差があると考えられます。

そこで、国の示している施策の方向性を踏まえつつ、本町の状況に合致した基本施策とするため、これまでの取組を継承していくことを基本として、以下の基本施策に基づいて、施策・事業の体系を整理していきます。

基本施策 1 障がい福祉サービスの推進

基本施策 2 障がい児福祉サービスの推進

基本施策 3 暮らしを支える取り組みの充実

基本施策 4 健康支援の推進

基本施策 5 育成・教育の充実

基本施策 6 雇用・就労の支援

基本施策 7 社会参加活動の促進

基本施策 8 やすらぎの地域づくりの促進

基本施策 9 快適な居住環境づくりの推進

3. 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの推進

(1) 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス推進の考え方

障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス推進にあたっては、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえ、以下の点に留意して取り組んでいきます。

1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

2 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい者等が身近な地域で障がい福祉サービスを受けることができるように、本町がサービスの実施主体となることを基本とします。

また、障がい福祉サービスの対象は、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。）、難病患者等とし、県からの適切な支援を通じて地域等の違いによらず、どこでも等しく標準的なサービスを受けられるようにサービス提供体制等の格差の是正を図りながら、サービスの充実を進めます。

特に発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等については従来から障がい者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図り、様々な接点を通じて対象者本人に対して十分な情報提供を行い障がい福祉サービス等の活用が促進されるようにしていきます。

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所または病院への入院をいう。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する方が地域での暮らしを継続することができるように、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制を整備していきます。

また、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、緊急時の受け入れ対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備、コーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を有する地域生活支援拠点等の整備を進め、機能強化を図っていきます。

相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行うとともに、地域生活支援拠点等の整備・運営にあたっては、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保していきます。

さらに、精神病床（病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。）における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組を推進していきます。さらに精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるように、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

4 地域共生社会の実現に向けた取組

引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組んでいきます。地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら包括的な支援体制の構築の推進に取り組めます。

また、地域福祉計画との連携を図りつつ、次に掲げる支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討し、体制整備を進めます。

- ①属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応またはつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- ②相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- ③ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うにあたっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援するため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい児入所支援については都道府県を、障がい児通所支援及び障がい児相談支援については本町を実施主体の基本とします。障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、県による適切な支援等を通じて引き続き障がい児支援の地域格差解消を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進していきます。

医療的ケア児(人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児をいう。)が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する障がい児に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

6 障がい福祉人材の確保・定着

将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくために、提供体制の確保とあわせてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があるため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障がい福祉現場におけるハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組んでいきます。

7 障がい者の社会参加を支える取組定着

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援を行い、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指します。

障がい者による文化芸術活動を推進するため、文化行政担当等の関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、または創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

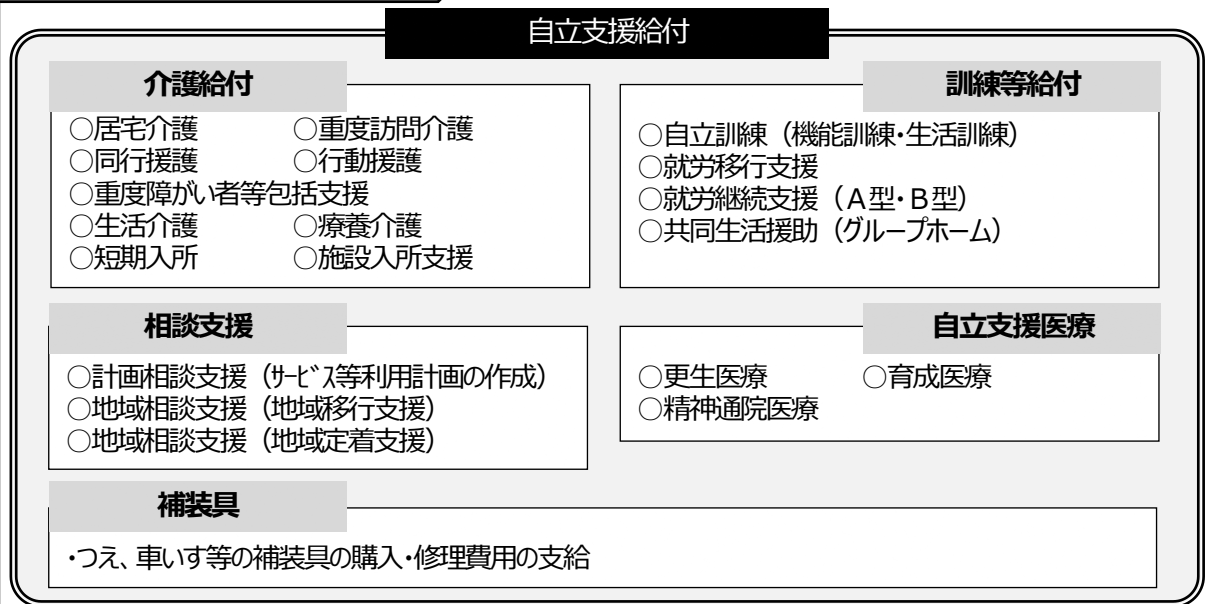
さらに、障がい者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、デジタル担当や情報通信担当、産業政策担当等の関係部局との連携を図りつつ、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるICT活用等の促進を図ります。

(2) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画のサービスの体系

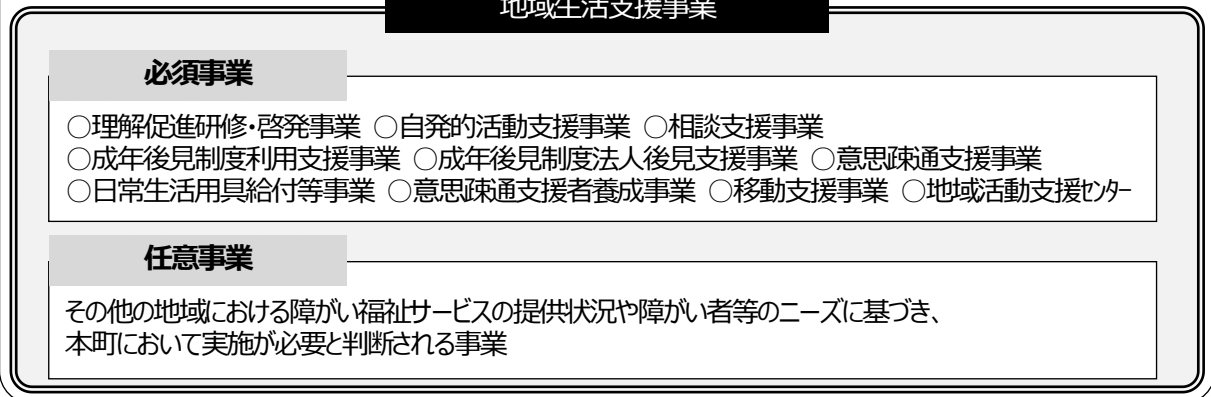
障がい福祉計画は障害者総合支援法に規定されている障がい者支援のための諸事業について、着実な事業実施を図るために、事業ごとのサービス提供量やその確保策などについて取りまとめたサービスの需給計画です。

障がい福祉計画における事業の体系は以下の通りとなっており、障害者総合支援法のサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成され、障がい児は、障害者総合支援法と児童福祉法のサービスが対象となります。

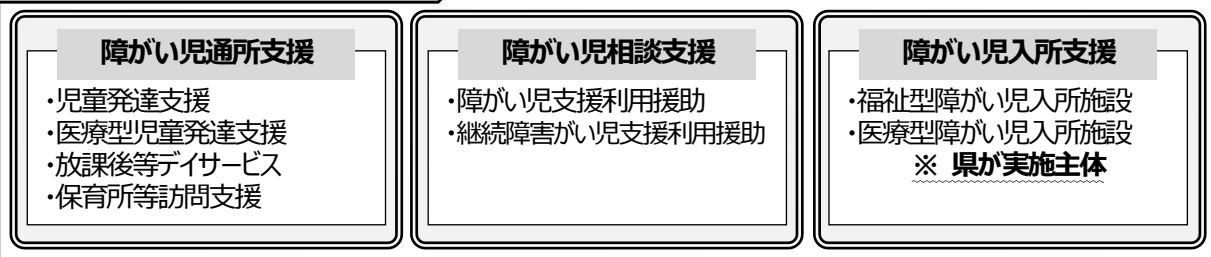
障害者総合支援法のサービス体系



地域生活支援事業



児童福祉法のサービス体系



4. 障がい者計画の施策体系

○基本理念

互いの人格と個性を尊重し、ともに支え合いながら
一人ひとりが生きがいをもって生活していくことができる
まちづくり

○基本施策

基本施策 1 障がい福祉サービスの推進

- (1) 自立支援給付サービス
- (2) 地域生活支援事業

障がい福祉計画

基本施策 2 障がい児福祉サービスの推進

- (1) 障がい児通所支援

障がい児福祉計画

基本施策 3 暮らしを支える取り組みの充実

- (1) 一人ひとりにあった相談支援の推進
- (2) 差別の解消と権利擁護の推進
- (3) 障がい福祉サービス以外の福祉サービスの推進

基本施策 4 健康支援の推進

- (1) 自分らしい健康を支援する保健サービスの推進
- (2) 医療サービスの促進

基本施策 5 育成・教育の充実

- (1) 育ちを継続的に支援する取り組みの充実
- (2) 可能性を伸ばす教育の推進

基本施策 6 雇用・就労の支援

- (1) 雇用の促進
- (2) 就労につなげる取り組み

基本施策 7 社会参加活動の促進

- (1) 生涯学習・スポーツ活動などへの参加促進
- (2) 障がい者の活動の支援

基本施策 8 やすらぎの地域づくりの促進

- (1) 障がいについての啓発と交流活動の促進
- (2) 相互に支えあう活動の促進

基本施策 9 快適な居住環境づくりの推進

- (1) 公共施設や道路等のバリアフリー化の促進
- (2) 安全対策の推進

第4章 施策の展開

基本施策1 障がい福祉サービスの推進

(1) 自立支援給付サービス

1) 日中活動系サービス

①療養介護

介護給付

[事業概要]

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要し、常時介護を要する人について、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

[見込み量]

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	10人	10人	10人	10人	10人	10人

②生活介護

介護給付

[事業概要]

常時介護を要する人について、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等、その他の必要な日常生活上の支援や、創作的活動または生産活動の機会の提供その他の身体機能または生活能力の向上のために必要な援助を行います。

[見込み量]

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	99人	100人	100人	100人	100人	100人
利用延べ人数 (人日/月)	1,900人日	1,881人日	1,947人日	1,940人日	1,940人日	1,940人日

③自立訓練（機能訓練）

訓練等給付

[事業概要]

身体障がいのある人または難病患者等の人、障がい者支援施設または障がい福祉サービス事業所に通うことで、当該施設・事業所において、または居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

[見込み量]

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
利用延べ人数 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

④自立訓練（生活訓練）

訓練等給付

[事業概要]

知的障がいまたは精神障がいのある人が、障がい者支援施設または障がい福祉サービス事業所に通うことで、当該施設・事業所において、または居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

[見込み量]

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	0人	1人	1人	3人	5人	7人
利用延べ人数 (人日/月)	0人日	27人日	28人日	84人日	140人日	196人日

⑤就労移行支援

訓練等給付

[事業概要]

就労を希望する 65 歳未満の人で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる障がいのある人について、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への就労移行定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。

[見込み量]

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	1 人	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人
利用延べ人数 (人日/月)	22 人日	23 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

⑥就労継続支援（A型）

訓練等給付

[事業概要]

通常の事業所に雇用されることが困難な人のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労可能な 65 歳未満の人について、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練・支援を行います。

[見込み量]

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	11 人	12 人	9 人	10 人	10 人	10 人
利用延べ人数 (人日/月)	231 人日	216 人日	189 人日	200 人日	200 人日	200 人日

⑦就労継続支援（B型）

訓練等給付

〔事業概要〕

通常の事業所に雇用されることが困難な人のうち、通常の事業所に雇用されていた障がいのある人で、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な人について、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練・支援を行います。

〔見込み量〕

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	21 人	20 人	21 人	21 人	21 人	21 人
利用延べ人数 (人日/月)	357 人日	360 人日	355 人日	355 人日	355 人日	355 人日

⑧就労定着支援

訓練等給付

〔事業概要〕

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係者等との連絡調整やそれに伴う課題解決にむけて必要となる支援を行います。

〔見込み量〕

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人
利用延べ人数 (人日/月)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	20 人日

⑨短期入所

介護給付

[事業概要]

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人について、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を行います。

[見込み量]

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	4人	3人	3人	3人	3人	3人
利用延べ人数 (人日/月)	32人日	45人日	50人日	50人日	50人日	50人日

2) 居住系サービス

①施設入所支援

介護給付

[事業概要]

その施設に入所する人について、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

[見込み量]

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	67人	67人	67人	67人	67人	67人

②共同生活援助（グループホーム）

訓練等給付

[事業概要]

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、必要に応じて介助などを行います。

[見込み量]

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	20人	22人	21人	21人	21人	21人

③自立生活援助

訓練等給付

[事業概要]

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で一人暮らしを希望する人等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好か、などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

これまでのところ利用希望者がいない状況となっていますが、引き続き、事業の周知に努めるとともに、利用希望者が現れた際に対応できるように体制を整えていきます。

[見込み量]

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人

3) 訪問系サービス

①居宅介護

介護給付

[事業概要]

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、その他、生活全般にわたる援助を行います。

[見込み量]

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	16人	19人	16人	16人	16人	16人
利用時間 (時間/月)	296時間	319時間	320時間	315時間	315時間	315時間

②重度訪問介護

介護給付

[事業概要]

重度の肢体不自由者で、常に介護が必要な人に、自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

[見込み量]

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	4人	3人	3人	3人	3人	3人
利用時間 (時間/月)	1,963時間	1,887時間	1,800時間	1,800時間	1,800時間	1,800時間

③行動援護

介護給付

[事業概要]

行動上著しい困難を有するため、常時介護を要する人について、危険回避のために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他必要な援助を行います。

[見込み量]

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
利用時間 (時間/月)	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間

④同行援護

介護給付

[事業概要]

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人について、移動時及びそれに伴う外出先においての必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）、移動の援護、排泄・食事等の介護、その他外出する際に必要な援助を行います。

[見込み量]

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	0人	0人	0	0人	0人	0人
利用時間 (時間/月)	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間

⑤重度障がい者等包括支援

介護給付

[事業概要]

常時介護を要し、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人や知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人について、障がい福祉サービスを包括的に提供します。

[見込み量]

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
利用時間 (時間/月)	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間

4) 相談支援

①計画相談支援

[事業概要]

利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成を行います。また、サービス等利用計画が適正であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直し、変更等を行います。

[見込み量]

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	17人	20人	25人	25人	25人	25人

②地域移行支援

[事業概要]

障がい者支援施設に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者に対して、居住の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

[見込み量]

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人

③地域定着支援

[事業概要]

居宅において単身等の状況で生活する障がい者に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等において相談等の支援を行います。

[見込み量]

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人

5) その他サービス

①自立支援医療費の支給

[事業概要]

自立支援医療は、障がいに係る公費負担医療制度間での負担の不均衡を解消するため、医療費のみに着目した負担（精神通院医療）と、所得のみに着目した負担（更生医療・育成医療）を医療と所得の双方に着目した負担とする仕組みに統合し、医療費の自己負担を原則 1 割とする公費負担医療制度で、この制度に基づき、自立支援医療費の支給を行っています。

②補装具費等の支給

[事業概要]

義肢や車いす等の購入等に際し、補装具費（購入費、修理費等）の支給をします。

(2) 地域生活支援事業

1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

[事業概要]

地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発活動を行います。

[見込み量]

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討

②自発的活動支援事業

[事業概要]

障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

[見込み量]

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討

③障がい者相談支援事業（相談支援事業）

[事業概要]

相談の専門員を配置し、障がい者福祉に関する相談支援を行います。

[見込み量]

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施か所数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

④機能強化事業（相談支援事業）

[事業概要]

一般的な相談に加え専門的な職員を配置し、困難ケース等への対応を強化します。

[見込み量]

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

⑤成年後見制度利用支援事業

[事業概要]

判断能力の低下した知的及び精神障がい者で、裁判所への申立てを行う親族がいない方が対象となります。

成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき、障がい福祉サービスを利用し又は利用しようとする対象者の方の成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定手数料等）及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

[見込み量]

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件数 (件/年)	0 件	0 件	0 件	1 件	1 件	1 件

⑥成年後見制度法人後見支援事業

[事業概要]

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた地域における後見活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。

[見込み量]

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討

⑦意思疎通支援事業

[事業概要]

聴覚、言語障がい等の障がいにより手話通訳や要約筆記がなければ意思疎通が困難な障がい者等が対象に、手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、手話通訳者設置等、障がい者とその他の者の意思疎通の円滑化を図ります。

[見込み量]

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件数 (件/年)	35 件	25 件	25 件	25 件	25 件	25 件

⑧手話奉仕員養成研修事業

〔事業概要〕

聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する研修を行います。

引き続き、県等と連携しながら実施に向けて取り組んでいきます。

〔見込み量〕

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討

⑨日常生活用具給付等事業

〔事業概要〕

重度障がい者に対して、自立生活支援等の日常生活用具を給付又は貸与します。利用料は応能負担となっています。

〔見込み量〕

(給付延べ件数/年)	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活支援用具	1件	1件	1件	1件	1件	1件
情報・意思疎通支援用具	3件	0件	0件	1件	1件	1件
排泄管理支援用具	732件	658件	720件	730件	730件	730件
介護訓練支援用具	0件	1件	4件	1件	1件	1件
在宅療養等支援用具	2件	0件	0件	0件	0件	0件
住宅改修費助成事業	0件	0件	0件	0件	0件	0件

⑩移動支援事業

〔事業概要〕

屋外での移動が困難な障がい者に対しヘルパーなどが外出の支援を行う事業です。

これまでのところ利用希望者がいない状況となっていますが、引き続き、事業の周知に努めるとともに、利用希望者が現れた際に対応できるように体制を整えていきます。

〔見込み量〕

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	1人	1人	1人

⑪地域活動支援センター機能強化事業

[事業概要]

障がいのある方の日中の活動の場として創作活動や生産活動の機会を提供し、社会交流の促進を図ります。

■地域活動支援センター事業・地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターで基礎的事業として実施される創作的活動、生産活動に加え、相談、啓発事業など地域活動支援センターを核に、障がい者の地域生活を促進するための地域活動支援センター機能強化事業を実施します。

■地域活動支援センター（基礎的事業）

障がい者手帳所持者を対象に、地域活動支援センターに通い、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
利用実人数 (人／年)	11 人	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人

■地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターに職員を配置し、相談への対応をはじめ、社会生活への適応訓練等自立と生きがいを高める活動を行います。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

2) 任意事業

①訪問入浴サービス

[事業概要]

訪問入浴車を利用し、居宅での入浴サービスを提供します。
地域生活支援事業として、町社会福祉協議会に委託して実施しています。
(利用料は1割)

[見込み量]

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	1人	1人	1人	1人	1人	1人

②日中一時支援事業

[事業概要]

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と
町が認めた障がい者等を対象に、通所して日中活動の場の提供、見守り、社
会適応訓練を行う事業で、町内外の事業者に委託して実施しています。(8
か所に委託して実施)

1割負担の場合の利用料は4時間未満 150円、4～8時間未満 300円、
8時間以上 450円となっています。

[見込み量]

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	6人	6人	4人	6人	6人	6人

③社会参加促進事業

[事業概要]

地域における障がい者の生活支援や社会参加のため、自動車運転免許取得費助成と自動車改造費助成を行います。

■自動車運転免許取得費助成事業

「身体障がい者手帳」所持者等が就労、通院等のため免許を取得した場合に、自動車運転免許取得費用助成（上限 10 万円）します。

[見込み量]

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件数 (件/年)	0 件	0 件	0 件	1 件	1 件	1 件

■自動車改造費助成事業

「身体障がい者手帳」所持者が自ら所有し運転する自動車の改造が必要な場合に、自動車改造の費用を助成（上限 10 万円）します。

[見込み量]

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件数 (件/年)	1 件	2 件	0 件	1 件	1 件	1 件

基本施策 2

障がい児福祉サービスの推進

(1) 障がい児通所支援

①児童発達支援

[事業概要]

未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

[見込み量]

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	4人	6人	5人	7人	8人	10人
利用延べ人数 (人日/月)	16人日	12人日	18人日	20人日	22人日	25人日

②放課後等デイサービス

[事業概要]

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに放課後等の居場所づくりを推進するものです。

[見込み量]

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	12人	11人	11人	12人	14人	16人
利用延べ人数 (人日/月)	141人日	156人日	131人日	150人日	170人日	190人日

③保育所等訪問支援

[事業概要]

保育所等を現在利用中の障がい児、または今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等を訪問して支援することにより、保育所等の安定した利用を促進します。

[見込み量]

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	0人	0人	1人	1人	1人	1人
利用延べ人数 (人日/月)	0人日	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日

④医療型児童発達支援

[事業概要]

上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある未就学児に対して、児童発達支援及び治療等の支援を行います。

これまでのところ利用希望者がいない状況となっていますが、引き続き事業の周知を図るとともに、利用希望者が現れた際に対応できるように体制を整えていきます。

[見込み量]

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
利用延べ人数 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

⑤居宅訪問型児童発達支援

[事業概要]

重症心身障がい児等の重度の障がい児で、児童発達支援等を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能等の付与、その他必要な支援を行います。

これまでのところ利用希望者がいない状況となっていますが、引き続き事業の周知を図るとともに、利用希望者が現れた際に対応できるように体制を整えていきます。

[見込み量]

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人

⑥障がい児相談支援

[事業概要]

障がい児通所支援を利用する児童を対象に、障がい児支援利用計画案の作成を行うとともに、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、モニタリングを行います。

[見込み量]

	実績値			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	4人	3人	4人	5人	6人	8人

基本施策 3

暮らしを支える取り組みの充実

(1) 一人ひとりにあった相談支援の推進

① 総合相談支援体制の整備と地域福祉ネットワーク会議の推進

[事業概要]

潜在的なニーズを早期の段階で掘り起こし、必要な支援を専門職や地域住民との連携・協働の下で進める体制づくりが重要です。また、今後解決困難なニーズを抱かえた事例が増えることが予想されることから、総合相談支援窓口体制を推進し、専門職の連携によるチームアプローチをめざします。地域から各種相談に協力していただいている「障害者相談員」や民生委員・児童委員、身近な町社会福祉協議会の相談窓口等との連携を深め、障がいのある人のみならず、それを支える家族（介護者）の悩みごとや心配ごと等を気軽に相談できる窓口となるように努めます。

② 障がい者総合支援協議会の推進

[事業概要]

専門性や個別性の高い相談等については、地域生活支援事業の相談支援事業を委託している相談支援事業者と担当課が連携して、障がい者と家族の悩みの解決に向けた取り組みとなるように努めます。

さらに、三種町障がい者総合支援協議会で、相談機能の強化と適切な対応決定等ができる横断的な相談体制の確立をめざします。

③ サービスの質の向上と庁内のネットワークの確保

[事業概要]

障がい者福祉の担い手である社会福祉協議会などのサービスの質がさらに向上するように、協力して研修等の開催・参加を促進します。

担当課内で問題解決が難しい場合は、社会福祉協議会、教育委員会や保健センターなどと連携し、課題に柔軟に対応できるように、ネットワーク体制の確立をめざします。

④ 人材の確保・育成や連携に向けた取り組み

[事業概要]

障がい種別ごとの特性や重度化・高齢化に対応したきめ細かな支援が可能となるよう、障がい特性に応じた専門性をもった人材の確保に努めます。また、医療分野においては秋田県地域医療構想との連携を図るとともに、高齢者福祉・介護保険分野との「共生型サービス」のあり方についても、具体的な方策について検討を進めます。

これまでのところ人材の確保まで至っていませんが、今後も引き続き取り組んでいきます。

(2) 差別の解消と権利擁護の推進

①権利擁護の推進

[事業概要]

社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業や、地域包括支援センターで実施している成年後見制度と連携を図りながら、地域生活支援事業で実施する成年後見制度利用支援事業などを適切に利用できるように、相談などにきめ細かく対応します。成年後見制度利用支援事業は、地域生活支援事業の必須事業となっていることから、制度についての周知を図っていきます。また権利擁護活動に携わっている人権擁護委員の活動を支援するほか、消費者保障制度などの周知にも努めます。

②虐待防止の取り組み

[事業概要]

平成 24 年 10 月に「障害者虐待防止法」が施行され、福祉課に障がい者虐待防止センターを設置しました。虐待の予兆に気づくこと、虐待につながることを知ることなど予防のための啓発が重要です。障がいのある人の権利、暮らしを守るための啓発に努めるとともに、関係機関等が連携して対応できる体制を確保します。

③差別解消への取り組み

[事業概要]

福祉課において障がいを理由とする差別を解消するために相談窓口を設置しております。相談者への助言や情報提供のほか、広報誌等により、「障害者差別解消法」について、周知を図ります。

(3) 障がい福祉サービス以外の福祉サービスの推進

①高齢者福祉サービスとの連携

[事業概要]

高齢者で障がい者手帳を所持している方が多いことから、高齢者福祉サービスと連携を図り、効果的なサービスの推進と適切な利用を促進します。

②経済的支援策の推進

[事業概要]

障がいのある人に受給可能な年金や各種手当、医療公費負担制度等の周知を図り、適切な利用を促進します。

基本施策 4

健康支援の推進

(1) 自分らしい健康を支援する保健サービスの推進

①障がいの発生予防・早期発見とフォローの推進

[事業概要]

障がいの予防や早期発見も含め、妊婦・乳幼児健診や 40 歳以上の健康診査、各種がん検診・予防接種などを実施し、医療制度改革を踏まえた健診体制と保健事業を推進します。

また、各種健康診査のフォロー体制の強化を図り、経過の見守りや支援が必要な方についてはその人にあった対応となるように、関係課で連携した対応に努めます。

②保健活動の充実

[事業概要]

健康づくりのため、各種健康教育・体験学習・健康相談事業等を実施します。

また、精神障がいのある方の状況等を把握して必要な相談等につながるように、関係機関との連携をはじめ、手帳所持者への訪問など保健活動の展開について検討します。

③心の健康づくりについての啓発

[事業概要]

ストレス社会といわれるほど心の健康を保持しにくい状況がみられます。また、秋田県の自殺者数は減少傾向にあるものの自殺率が全国で 1 位です。身近な地域の問題としてとらえ、心と体の健康づくりについて町民が考える機会として、講演会や健康教室を開催し、啓発と予防に努めます。また、健康づくり推進員など地域の協力を得ながら、町民が互いに支えあう活動となるように取り組みます。

④障がい者とその家族の健康支援

[事業概要]

障がい者を介助している家族等については、介助者の高齢化がみられる状況であり、相談支援などの機会をとらえて、障がい者とその家族の健康状態の把握と、必要に応じた相談・指導につなげて、健康支援に努めます。

(2) 医療サービスの促進

①医療費助成制度の利用促進

[事業概要]

自立支援医療や特定医療費受給事業、福祉医療事業などの医療費助成事業が適切に利用されるように、相談等のきめ細かな対応に努めます。

②かかりつけ医の定着

[事業概要]

町内の医療機関は病院1か所（152床）、診療所5か所、歯科診療所が4か所で、二次医療圏としては広域的に周辺市町の医療機関が利用されています。障がいのある人にとっては、日常的に医療と切り離せない場合が多いことが考えられるため、かかりつけ医の定着を図るよう働きかけます。

基本施策 5

育成・教育の充実

(1) 育ちを継続的に支援する取り組みの充実

①療育とフォロー体制の充実

[事業概要]

乳幼児健康診査の結果により、発達において経過観察や支援が必要な子どもについては、引き続き訪問等による相談・指導などに努め、現状の把握、今後の支援体制などその子どもに適切な対応となるように、個別支援体制を強化します。

また、就学前の障がい児を対象にした「すこやか療育支援事業」等により、経過見守りの必要な乳幼児の療育の場として、圏域内の療育施設への通園を支援しており、今後も継続して一人ひとりの状況に応じた療育につながるように努めます。そして、関係課及び関係機関が連携して支えあうネットワークとなる、要保護児童対策地域協議会において、フォロー体制の拡充を図ります。

また、子ども同士のふれあい、親同士のふれあいの場への参加を促進するとともに、子育てに関する相談など子育て支援施策の充実を図ります。

②障がい児保育・就学前教育の充実

[事業概要]

障がいのある子どもが地域で育つという視点で、就学前の過ごし方として、町内の保育所で保育士の加配などにより受け入れ体制を確保し、地域のなかでの育ちを支援します。

幼稚園と保育園、小中学校が相互に連携を深め、子どもの育ちや学びに関する情報、相談をはじめ、家庭の子育て力を高める家庭教育を推進します。

また、障がいの有無に関わらず、学童期の放課後の過ごし方は、共働き世帯の増加とも関連し、重要な課題となっています。今後は指導員の確保を図りながら受け入れ体制を拡充します。

③発達障がいについての啓発

[事業概要]

発達障がいについては、正しい知識と理解を深められるように、子育て講演会や家庭教育講座などの機会をとらえて、啓発に努めます。

(2) 可能性を伸ばす教育の推進

①就学指導の推進

[事業概要]

個々の状況に応じた教育機会が選択できるように、また十分に相談・協議の場が確保できるように対応するとともに、教育支援委員会の適切な運営に努めます。また、希望者には事前に就学時教育相談において対応しており、このような事前の相談の場を活用できるように、関係課で連携して対応します。

②学ぶ環境の向上

[事業概要]

老朽化が進んでいる学校施設・設備が多く、部分的な修繕や応急的な改修を行っています。今後も、必要に応じてバリアフリー化など学習環境の向上を図り、学ぶ環境の整備を促進します。

また、児童・生徒数の減少や社会活動の複雑化などにより、子どもが育つ環境にも影響が現れています。全国的にもいじめや不登校、登下校時の事故もその問題の一つであり、このような学校生活における悩みなどの相談窓口、地域の安全活動などについて検討します。

③特別支援教育の推進

[事業概要]

支援が必要な児童・生徒一人ひとりの個性や能力等にあった個別の支援計画を作成し、特別支援学級では担当教諭を中心とした教育活動を展開しています。また、特別支援教育支援員を配置し、共に学ぶ時間の確保、共に学ぶ機会の確保などの特別支援教育を推進します。

基本施策 6

雇用・就労の支援

(1) 雇用の促進

①障がい者雇用の啓発

[事業概要]

ハローワークや民間事業所、既存の福祉関係施設等との連携を強化し、障がい者雇用に関する啓発を継続して行うとともに、事業進出及び事業拡大による雇用にあたり、障がい者雇用について働きかけていきます。

障害者優先調達推進法に基づき、障がいのある人の働き甲斐を高めるため、秋田県共同受注窓口を利用し、就労継続支援事業所等を利用する障がい者の方々の作業工賃の向上に向けて取り組みます。

②相談活動の支援

[事業概要]

就業意欲のある障がい者で、問い合わせや相談があった場合などは、関係機関等と連携して障がい者就業・生活支援センター、ハローワークでの相談事業に早期につなげるとともに、迅速で的確な情報交換・情報提供に努めます。

③庁内の障がい者雇用についての推進

[事業概要]

三種町障がい者活躍推進計画に基づき、障がい者採用計画期間の終期までに法定雇用率の達成を目指すとともに、採用した職員が働きやすく活躍しやすい体制を整備し雇用の質を確保するための取組を推進します。

(2) 就労につなげる取り組み

①職業リハビリテーションの推進

[事業概要]

ハローワーク、障がい者就労・生活支援センター、社会福祉協議会をはじめとする関係諸機関との連携や民間事業所の協力のもと、時代のニーズに対応したパソコンなどの技能取得や技能向上のための機会などへの参加を促進します。

②関係機関とのネットワークづくり

[事業概要]

特別支援教育の実施により、平成 18 年度から移行支援ケース会議が立ち上げられ、特別支援学校卒業見込み者の就労移行に向けた支援のネットワークづくりが進められてきました。担任教諭、町の障がい担当、相談支援事業者、障がい者就労・生活支援センターと、通学している本人・その保護者を交え、個々に相談や今後の方向について協議する場となっています。今後は、関係機関の情報交換、連絡等ネットワークの強化を図るとともに、機会を十分活かして就労につなげるように支援します。

また、特別支援学校の実習の場として、企業が活用されることも増えてきました。実習する側にとっても、受け入れる側にとっても有効な機会であることから、実習の場が拡充できるように努めます。

③新たな取り組み・手法の検討

[事業概要]

町内の地域活動支援センターでは、新たな作業を取り入れて、活動の幅を広げられるような取り組みを進めています。このような取り組みを活かしながら、今後は、委託雇用、町の産業を活かした季節労働、高齢者や障がい者を相互に支える担い手など新たな視点や手法で、できることや関心のある内容、体験する機会づくり、仕事の開拓について、福祉施設、ハローワーク、民間事業所などと協議する機会の確保に努めます。

基本施策 7

社会参加活動の促進

(1) 生涯学習・スポーツ活動などへの参加促進

① 各種生涯学習講座への障がい者の参加促進

[事業概要]

障がいのある人が各種生涯学習講座等に自主的に参加できるように、学習内容や実施方法などを検討しながら、参加を呼びかけます。会場やトイレなどについては必要度等を勘案して設備・施設の改修に努めるとともに、開催時には人的配置とボランティアの協力を得られる体制を確保します。

また、障がいの有無に関わらずスポーツを楽しむ活動、生涯スポーツなどに気軽に取り組めるように、施設面の配慮とスポーツ種目の検討を行います。文化活動についても、同様に場の確保等に努めます。

② まちづくり活動への参加促進

[事業概要]

まちづくりに関する審議会やボランティア活動、地区の活動など様々な活動への参加が広がるように、参加機会の確保と活動方法などを検討し、参加を促します。

③ 参加を側面的に支える取り組み

[事業概要]

参加しやすくするための側面的な支援策として、手話通訳の派遣や障がい者支援ボランティア、民間バスの割引利用などの活用、移動支援などの適切な活用を促進します。

(2) 障がい者の活動の支援

①障がい者団体の活動支援

[事業概要]

障がい者団体では地域住民とふれあう活動や研修活動を行っています。会員の高齢化と会員数の減少などの状況も踏まえ、仲間づくりや見守り活動が展開されるように、社会福祉協議会と連携して障がい者団体の活動を紹介したり、情報提供などの活動支援に努めます。

②各種行事などへの参加促進

[事業概要]

毎年度開催している身体障がい者福祉大会には、多くの市民の参加を促進し、交流の場となるように努めます。

また、スポーツ大会は様々な障がいの方が共に参加する機会となっており、このような場に多くの方が参加し、交流したり楽しめる場となるように、関係機関と協力して推進します。

基本施策 8

やすらぎの地域づくりの促進

(1) 障がいについての啓発と交流活動の促進

① 町民への意識啓発・広報活動・情報提供の充実

[事業概要]

町広報紙や社会福祉協議会広報等で障がい者や障がいに関するコーナーを設置したり、障がいに関する講習機会の確保に努めます。

「広報みたね」において、適宜障がい者にかかわるお知らせを掲載しており、継続して啓発と情報提供を図ります。

障がい福祉サービスやその他の障がいに関するサービスは、制度改正等により利用者にとってわかりにくい点を踏まえ、町のホームページに障がい関係の情報を掲載して、情報提供を図ります。

また、「広報みたね」はボランティア団体が声の広報にして配布しています。このように、情報提供手段はそれぞれの障がいに配慮して、媒体（印刷媒体の点字化、音訳、手話通訳等）の活用に努めます。

外見では障がいがあると分からなくても援助や配慮を必要としている方が身に着けるヘルプマーク・ヘルプカードの配布と理解及び認識について、普及啓発に取り組みます。

② 福祉教育の推進

[事業概要]

学校では授業の一環で福祉についての学習や職場体験を実施しており、町社会福祉協議会の福祉教育プログラムや仕事を体験する機会をもっています。このように実際に体験することで、福祉への関心や正しい理解が深められるように、今後は体験場所として保健センターや役場、介護老人福祉施設、保育園なども活用されるように取り組みます。

また、町内の障がい福祉施設では地域の小学校との交流事業が続けられています。地域にねざした施設となるように、障がい福祉施設からの発信、交流活動を側面的に支援するとともに、家庭・職場・地域での交流型研修会やボランティア体験活動の活発化を図ります。

③ 交流イベントの支援

[事業概要]

障がいのある人となない人とのふれあう機会や、障がいのある人の介護者のための集い事業などを、障がい者団体や町社会福祉協議会をはじめ、自治会活動とも連携して実施に努めます。そして、継続的な交流機会を確保することにより、相互に支えあう活動につながるよう促進します。

(2) 相互に支えあう活動の促進

① 共生の仕組みづくり

[事業概要]

ひとり暮らし高齢者の見守り活動が町社会福祉協議会で取り組まれており、障がい者で見守り活動が必要な方にも対応しています。このような見守り活動・ボランティア活動が広がり、多くの町民が互いに見守り、支えあう活動が促進されるように、町社会福祉協議会と連携しながら取り組みます。

また、それ以外にもこれまでに培った多様な技能の把握と活動の場を確保し、コーディネートして実働につながるように、ボランティア組織の育成と地域で支えあいながら共生する仕組みづくりを進めます。

身近な地域にある集会所では、寄合場や各種集会の場として活用されている地区もあります。障がいのある人もない人も気軽に集まれる場として活用されるように、必要性や要望等を把握して利用を促進します。

② 障がい者支援ボランティアの確保・育成

[事業概要]

「声の広報ボランティア」を行っているグループなどをはじめとして、障がい者を支援するボランティアとボランティアグループの確保・育成を図ります。また、障がい者団体では地域のボランティア活動に参加しており、障がい者がボランティアの担い手として、また、見守り活動など互いに支えあう活動などが広がるように、その拠点となるボランティアセンター機能の充実を促進します。

基本施策 9 快適な居住環境づくりの推進

(1) 公共施設や道路等のバリアフリー化の促進

①バリアフリーなまちづくりの推進

[事業概要]

町民誰もが社会的活動に参加できる環境をめざして、道路、学校、公園、公共施設等のバリアフリー化は、新たに整備するものについては県のバリアフリー条例に基づいた整備を基本とします。既存の施設については、必要性等を踏まえた改修、障がい者用駐車場の確保、洋式トイレの設置などに努めます。

今後は、ユニバーサルデザインの考えも取り入れて、すべての人が使いやすい施設を譲りあって共に利用するように、町内のバリアフリー施設について周知を図り、町民に働きかけていきます。

②快適な居住環境の向上

[事業概要]

在宅の障がい者でバリアフリーに配慮した整備が必要な方には住宅整備資金貸付事業があり、今後も継続して情報提供と相談等に努めます。

既存の町営住宅は、町内に 12 団地 222 戸確保していますが、なかには、入り口などに段差があって、高齢者や障がい者が利用しにくい部分も残されており、トイレや風呂、階段に手すりを設置するなどの整備を進めています。今後は高齢者や障がい者の利用に配慮した整備について、必要性・緊急性を踏まえながら検討していきます。

また、冬季の除雪支援として、平成 23 年度より高齢者世帯等除雪支援事業を実施し、高齢者世帯、障がい者世帯等に一定の基準のもと除雪費用を助成しております。今後は地域の除雪ボランティアなどの育成に努め、高齢者や障がい者が安心して暮らせる体制を整えます。

③空き家、遊休地等の有効活用に向けた検討

[事業概要]

障がい者の日中活動をする場、地域移行者の暮らしの場など、地域の居場所の確保に向けて、空き家や遊休地の有効活用について状況を把握し、活用方策を検討します。

(2) 安全対策の推進

①障がい者や高齢者に配慮した防災対策の推進

[事業概要]

「三種町地域防災計画」中の災害時要援護者の安全確保に関する事項を具現化するために、平成 22 年度に災害時要援護者避難支援プランを策定しました。避難支援プランは、要援護者（災害時に何らかの支援を必要とする人）の範囲や避難準備情報の発令などを総合的に示す全体計画と、要援護者一人ひとりに対する具体的な支援のあり方を示す個別計画で成り立っています。個別計画策定にあたって、要援護者支援名簿の作成を行っています。

また、長期的な避難生活及び難病の方々等の避難を想定した福祉避難所を指定しています。

②地域ぐるみの安全活動の推進

[事業概要]

交通安全や消費生活など高齢者や障がい者が被害にあう事件や事故が全国的に増えています。今後も、地区の自治会を通じて、ひとり暮らし高齢者や障がい者などの見守り活動が継続して行われるように注意を呼びかけます。

③通報手段と情報提供手段の充実

[事業概要]

緊急通報装置については適切な利用を促進し、防災行政無線は全町一括した情報伝達体制を確保して、必要な情報が入手できるように広報と情報提供手段の拡充を推進します。

第5章 計画の成果目標

1. 国の指針

国の「円滑な実施を確保するための基本的な指針」に示されている成果目標については、次の通りです。

項 目	国の基準
①施設入所者の地域生活への移行	・地域移行者数:令和4年度末施設入所者数の6%以上 ・施設入所者数:令和4年度末の5%以上削減
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数:325.3日以上 ・精神病床における1年以上入院患者数 ・精神病床における早期退院率: 3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上
③地域生活支援の充実	・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】
④福祉施設から一般就労への移行等	・一般就労への移行者数:令和3年度実績の1.28倍以上 ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:就労移行支援事業所の5割以上【新規】 ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】 ・就労定着支援事業の利用者数:令和3年度末実績の1.41倍以上 ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合:2割5分以上
⑤障害児支援の提供体制の整備等	・児童発達支援センターの設置:各市町村又は各圏域に1か所以上 ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築 ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築 ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等:各市町村又は圏域に1か所以上 ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】 ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】
⑥相談支援体制の充実・強化等	・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】
⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

2. 本町における成果目標の設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がい者のうち、障がい福祉サービス等を利用しながら、グループホームや自宅での生活に移行する人の数を見込、目標を設定します。

障がいのある人の状況を踏まえながら、地域生活の継続に必要な支援を関係機関で検討し、障がい者やその家族が住み慣れた地域で生活し続けられるよう、支援を行います。

■第6期計画の成果目標の達成状況

項 目	令和元年度	令和5年度	
		計画値	実績値
地域生活への移行者数（人）	0人	3人	0人
施設入所者数の削減見込（人）	2人	5人	1人

■第7期計画の成果目標の設定

項 目	目標値
令和8年度までの地域生活への移行者数（人）	1人
令和8年度までの施設入所者数の削減見込（人）	1人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を図ります。

■第6期計画の成果目標の達成状況

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
	0回	2回	0回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	7人	7人	7人
	0人	8人	0人
保健、医療及び福祉関係者による協議における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
	0回	0回	0回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	0人	1人	1人
	0人	0人	0人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0人	1人	1人
	0人	0人	0人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	5人	6人	7人
	4人	6人	6人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0人	0人	0人
	0人	0人	0人

■第7期計画の成果目標の設定

項 目	目 標 値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	7人	7人	7人
保健、医療及び福祉関係者による協議における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	0人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	6人	6人	7人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0人	0人	0人

(3) 地域生活支援拠点等の充実

■第6期計画の成果目標の達成状況及び目標値

項 目	令和5年度		令和8年度 (目標値)
	(計画値)	(実績値)	
地域生活支援拠点等	設置	未設置	設置
年1回以上運用状況を検証・検討	年1回以上	未実施	年1回以上

※全県及び圏域内の動向を元に設置に向けて検討します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

障がいのある人が一般就労すること、また、就労移行した人の職場への定着を促進するため、事業所や関係機関との連携・協力し、支援を行います。

■第6期計画の成果目標の達成状況及び目標値

項目	令和5年度		令和8年度 (目標値)
	(計画値)	(実績値)	
移行支援事業等を通じて、一般就労する者の人数	1人	1人	1人
就労A型を通じて、一般就労する者の人数	0人	0人	0人
就労B型を通じて、一般就労する者の人数	0人	0人	0人
就労定着支援事業の利用者数	1人	0人	1人

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がいのあるこどもの地域社会への参加・包括(インクルージョン)を推進するため、関係機関と連携して事業実施体制を構築します。

■第2期計画の成果目標の達成状況及び目標値

項 目	令和5年度		令和8年度 (目標値)
	(計画値)	(実績値)	
児童発達支援センターの設置状況	圏域での設置	未設置	圏域での設置
保育所等訪問支援実施体制	圏域での実施	未実施	圏域での実施
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	圏域での設置	未設置	圏域での設置
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	圏域での設置	未設置	圏域での設置
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	整備	未整備	整備
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	0人	1人

(6) 相談支援体制の充実・強化等

三種町において、相談支援事業所が一力所であるため、3障がいに対応した総合的な相談支援について実施しており、専門的な相談支援にも、圏域内の相談事業所と協力し実施しているところです。

今後も、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援の強化について、関係機関と協議しながら進めていきます。

■第6期計画の成果目標の達成状況及び目標値

項目	令和5年度		令和8年度 (目標値)
	(計画値)	(実績値)	
総合的・専門的な相談支援の実施	実施	実施	実施
地域の相談支援体制の強化	実施	未実施	実施

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

秋田県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への参加を促進し、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築します。

「障害者自立支援審査支払等システム」等による審査結果を分析し、その内容を事業所や関係自治体等と共有することにより、適切な障がい福祉サービスが提供されるよう体制の整備を行います。

■第6期計画の成果目標の達成状況

(上段：計画値、下段：実績値)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
秋田県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修の当町の職員の参加人数	3人	3人	3人
	2人	0人	1人
障害者自立審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無及びその実施回数	0回	0回	1回
	0回	0回	0回

■第7期計画の成果目標の設定

項 目	目 標 値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
秋田県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修の当町の職員の参加人数	3人	3人	3人
障害者自立審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無及びその実施回数	1回	1回	1回

第6章 計画の推進にあたって

1. 計画の推進における基本姿勢

○障がい者を理由とする差別の解消

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されました。

障害者差別解消法は、国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者が、障がいを理由として差別的な扱いをすることを禁止しており、障がいのある人にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となる事物、制度、慣行、観念などの社会的障壁の除去のための合理的配慮を行うよう、国の行政機関や地方公共団体等には法的義務を、民間事業者には努力義務を課しています。

町では、これらの社会的障壁を取り除き、障がい者が様々な社会活動に参加できる機会が確保できるような形で、ハード・ソフト面のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを引き続き推進していきます。

○障がい者の虐待防止

平成24年10月から「障害者虐待防止法」が施行され、障がいのある人の権利利益の擁護が図られています。

「障がい者虐待」とは、養護者による障がい者虐待、障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待、使用者による障がい者虐待をいいます。虐待の類型は身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の5つに分類されます。これらの虐待の防止策として、虐待の防止、虐待を受けた障がいのある人に対する保護及び自立支援のための措置、虐待を発見したときの通報義務や、障がい者虐待の早期発見の努力義務等が定められました。

また、虐待を防止するためには、一人ひとりの意識が大変重要になってきます。障がいのある人の中には、その障がいゆえに自分で声をあげられない人がいることも考えられます。障がいのある人一人ひとりの人権を守っていくために、尊厳のある個人として接することはもちろん、何が虐待にあたるかを認識しなければいけません。そのため町では、障がい福祉サービス事業所や利用者、養護者等、様々な人や団体に向けて、障害者虐待防止法のさらなる周知を図るとともに、虐待防止を推進していきます。

権利擁護の取り組みとしては、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力に困難さを抱える方々への支援として、生活していく上での消費契約・行政手続に関する援助、また金銭管理を行う権利擁護事業を行っています。それに加えて、地域生活支援事業の必須事業として成年後見制度法人後見支援事業が追加されました。今後市民後見人の育成、支援についても検討し、障がいのある人等をはじめとする権利擁護事業を推進していきます。

○サービスの量的拡大とサービス調整・評価体制の充実

障がいのある人が障がいの特性や置かれた状況に応じて必要とするサービスを利用できるよう量的な拡大に取り組んでいきます。また、一人ひとりに応じた質の高いサービスが提供されるよう、一人ひとりに応じた最適なサービスへつなぐサービス調整(マネジメント)機能と、提供されたサービスによる効果を把握、評価する仕組みづくりを目指します。本町においては引き続き、「成果(数値)目標」と「活動指標」を最大の眼目として計画の推進・評価を行っていきます。

2. 計画推進における役割分担

○障がいのある人の自立と連携

障がいのある人が、地域の中で自立した生活ができるよう、障がい福祉サービスを充実させるとともに、障がいのある人同士、障がい者団体、地域との交流及び連携を促進します。

○町の役割

本計画を効果的、総合的に進めていくため、保健、医療、福祉分野をはじめ、人権、産業・就労、教育、交通・住宅など関係各課との連携の強化を図り、組織横断的な支援体制を構築していきます。

また、障がい福祉サービスを円滑に実施するため、様々な広報媒体を通して住民への広報・情報提供の推進に努めます。

○地域社会の役割

障がいがあってもなくても、地域に暮らす人たちが皆さんが住民として、ともに生きるまちづくりを目指して、自立した個人としてそれぞれの地域で、安心して充実した生活を送ることができるような地域社会を構築します。

○住民の役割

住民一人ひとりが、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、ともに生きるまちを作り上げていくという認識のもと、障がいのある人もない人も互いに人格と個性を認め合い、尊重し支え合う社会の実現を推進します。

○関係団体の役割

障がい者団体や社会福祉法人、特定非営利活動法人、サービス事業者等の関係団体は、町や社会福祉協議会など関係機関と連携し、本人や家族の代弁者として、あるいは地域福祉の担い手として、地域における福祉の向上に努めるとともに、ともに生きるまちづくりを推進します。

3. 計画推進に向けた多様な連携の推進

○医療機関、教育機関等との連携

障がいのある人に対するサービス等の提供や地域生活への移行など、障がい福祉施策の実施にあたっては、障がい福祉の観点からだけではなく、医療機関や教育機関、リハビリテーションを行う機関等とも連携をして総合的に取り組むことが不可欠です。例えば、入所・入院生活から地域での生活に移行促進するためには医療機関とリハビリテーションを行う機関の連携が必要です。障がい児がその病気の状態に応じて適切な教育を受けられ、心身ともに健全な発達が進むためには医療機関と教育機関の連携が必要です。様々な機関が連携することにより、障がいのある人やその家族が、必要な支援をスムーズに受けることが可能になります。

障がい保健福祉、医療、教育等が一体となった総合的なサービス提供で障がいのある人が自立した地域生活を送れるよう、各機関の連携を推進します。

○地域のネットワーク強化

地域における福祉の推進は、行政だけでなく広く住民に期待される役割であり、様々な団体や組織、そして一人ひとりの住民の参加が不可欠です。

住民や関連機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

○就労支援の強化

障がい者の一般就労や職場への定着についてはまだ十分とはいえない状況にあります。

このため、企業・事業所等における障がい者雇用の拡大を促進するとともに、福祉施設においては、利用者個々の能力を的確に評価し、効果的な就労支援が行える取り組みを進めます。

○切れ目のない支援体制づくり

個々の障がい者の成長に伴い、必要とされるサポートも変化していきます。

相談から各サービスの利用につなぐ一連の過程において、一人ひとりの支援ニーズに適合したサービスが一貫性をもって提供されるよう、サービス事業者をはじめ、関係機関等による総合的なネットワークづくりを構築し、一人ひとりのライフステージに沿って、切れ目のない支援を行っていきます。

○国・県との連携

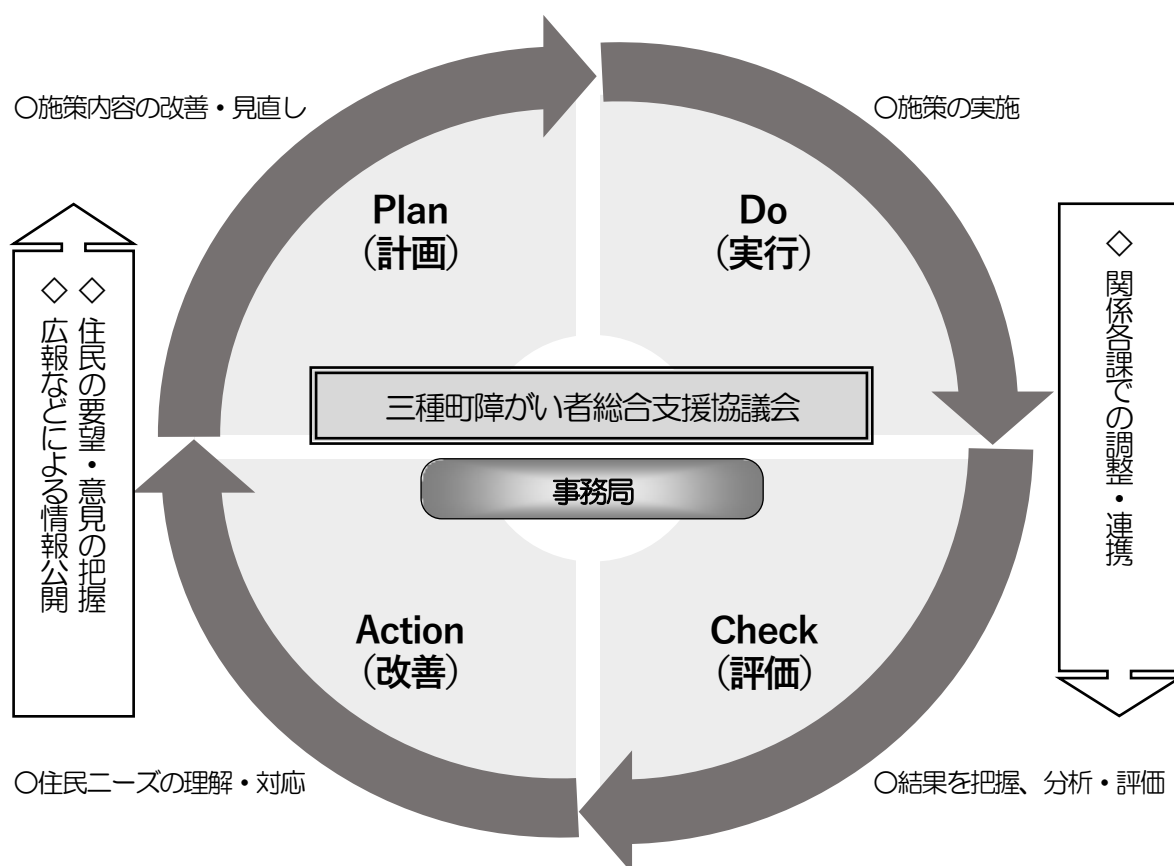
障がいのある人の地域生活を支える様々な施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少ないため、国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。また、地方公共団体の責務として、住民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度に向けて、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

4. 計画の進行管理体制

(1) 計画の進行管理と評価

設定した数値目標をもとに障がい福祉計画の達成状況について、三種町障がい者総合支援協議会において評価を行います。評価は、障がい福祉サービス、相談支援事業及び地域生活支援事業のサービスの利用状況や基盤整備状況についても行います。

また、計画期間中に障がい福祉施策に係る新たな行政需要が生じる等、必要な場合は、「PDCAサイクル」に沿って計画の見直しを行います。



※計画の進行管理におけるPDCAサイクルとは、それぞれ、業務計画の作成「計画」(Plan)、計画に沿った「実行」(Do)、実践の結果を目標と比べる「評価」(Check)、発見された改善すべき点を是正する「改善」(Action)の4つの段階からなっており、これを繰り返すことで、段階的に業務効率を向上させていくマネジメント手法を指しています。

(2) 庁内における進捗評価の体制

○庁内における適切な進行管理

本計画にかかわる事業は多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取り組みを実施していくことが必要となります。

本計画を確実に実施していくために、関連各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内で定期的に計画の進捗評価を行い、計画の適切な進行管理を行います。

■ 庁内での定期的な進捗評価の実施

○全庁的な職員の質の向上

本計画では様々な関係課が直接・間接的に障がいのある人とかかわり施策を実施していくことになるため、すべての職員が、障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

■ 職員の障がい福祉に関する知識と意識の向上

(3) 人材の育成・確保

計画が円滑に実施されるように、必要とされる人材の育成と確保を図ります。

■ 人材の育成と確保

■ 専門職等の資質の向上・専門性の向上

(4) 計画の実施状況の公表

計画の進行管理として実施状況や計画の達成状況、運営状況などの点検・評価について、定期的に公表し、本計画に対する住民の理解を深められるように努めるとともに、進捗に問題や課題がある点については、改善に向けた対応策の検討につなげていきます。

5. 計画の普及・啓発の推進

本計画は、障がい者福祉にかかわる関係者をはじめ、多くの住民の理解・協力が重要であることから、様々な媒体を活用して、広く住民に知らせていきます。

また、障がい者支援の取り組みについてわかりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、効果的な支援に結びつくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

○地域社会の理解促進

障がいのある人もない人もともに暮らす地域の実現のために、住民に障がいについての正しい理解をさらに深めていく必要があります。社会福祉協議会とも連携し、住民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進していきます。

■ 障がい者支援制度の周知の強化

○障がいのある人のニーズ把握・反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、障がいのある人との意見交換の場を設け、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

■ 障がい者ニーズの把握と取り組みへの反映

参考

■ 国の「障害者基本計画（第5次）」における成果目標

（１）差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
権利擁護の推進、虐待の防止	成年後見制度の適切な利用のための支援の実施状況	地域生活支援事業(成年後見制度利用支援事業)を実施する地方公共団体の数	1,650団体 (2020年度)	1,741団体 (2024年度末)
		担い手(法人後見実施団体)の養成研修を実施する都道府県の数	15都道府県 (2020年度)	全都道府県 (2024年度末)
	ピアサポートの実施状況	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業(ピアサポートの活用に係る事業)を実施する地方公共団体の数	52団体 (2020年度)	前年度比増 (～2027年度)
		障害者ピアサポート研修事業を実施する都道府県の数及び研修修了者数	9都道府県 (2021年度)	全都道府県 (2023年度末)
			641人 ※ピアサポーター、管理者及び基礎・専門・フォローアップ研修の合計値	前年度比増 (～2027年度)
	ピアカウンセリングの実施状況	地域生活支援事業(ピアカウンセリングの活用に係る事業)を実施する地方公共団体の数	634 団体 (2021 年4 月)	前年度比増 (～2027 年度)
障害を理由とする差別の解消の推進	障害者差別解消に向け行政機関職員が遵守すべき服務規律の整備状況	障害者差別解消法に基づく対応要領を策定している地方公共団体の割合	市町村:73.5% (2021 年4月) ※政令指定都市及び中核市等以外の市町村	100% (2027 年度)
	地域で取組を効果的かつ円滑に行うためのネットワークの形成状況	障害者差別解消支援地域協議会を設置している地方公共団体の割合	中核市等:83% (2021 年4月) ※中核市、特別区及び県庁所在地(政令指定都市を除く。)	100% (2027 年度)
			その他市町村:55.9% (2021 年4月)	80%以上 (2027 年度)

（２）安全・安心な生活環境の整備

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
住宅の確保	障害者が地域で安全に安心して暮らせる住環境の整備状況	公的賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設併設率 (注)高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の支援に資する施設	29% (2019年度)	おおむね4割 (2030年度)
	障害者が地域で安全に安心して暮らすための支援の実施状況	共同生活援助のサービス見込量	154,680人 (2022年1月)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
	障害者が地域で安全に安心して暮らすための支援体制の整備状況	地域生活支援拠点を少なくとも一つ整備している市町村又は障害福祉圏域の数	921市町村118圏域 (2021年4月)	全ての地域 (2027年度) (注)各市町村又は各障害福祉圏域に少なくとも一つ整備
		精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業(精神障害者の住まいの確保支援に係る事業)を実施する地方公共団体の数	5地方公共団体 (2020年3月)	前年度比増 (～2027年度)
		居住支援協議会を設立する市区町村による人口カバー率	28% (2021年度)	50% (2030年度)

(2) 安全・安心な生活環境の整備の続き

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
移動しやすい環境の整備等	旅客施設のバリアフリー化の進捗状況	一定の旅客施設のバリアフリー化率 ※註1	段差解消:94.5% (2020年度)	原則100% (2025年度)
			視覚障害者誘導用ブロックの整備:96.7% (2020年度)	原則100% (2025年度)
			案内設備の設置:80.3% (2020年度)	原則100% (2025年度)
			障害者用トイレの設置:91.6% (2020年度)	原則100% (2025年度)
			ホームドア又は可動式ホーム柵の整備番線数(鉄軌道駅全体):2192番線 (2020年度)	3000番線 (2025年度)
			ホームドア又は可動式ホーム柵の整備番線数(平均利用者数1日10万人以上の駅):334番線 (2020年度)	800番線 (2025年度)
	車両等のバリアフリー化の進捗状況	車両等のバリアフリー化率 ※註2	鉄軌道車両のバリアフリー化率:48.6% (2020年度)	約70% (2025年度)
			バス車両(基準の適用除外の認定を受けた車両を除く。)のうち、ノンステップバスの導入率:63.8% (2020年度)	約80% (2025年度)
			適用除外認定を受けたバス車両のうち、リフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率:5.8% (2020年度)	約25% (2025年度)
			鉄軌道アクセスがない一定の航空旅客ターミナルへのアクセスバス路線における、バリアフリー化されたバス車両が運行されている運行系統の割合:32% (2020年度) ※註1	約50% (2025年度)
			貸切バスの導入台数:1,975台 (2020年度)	約2,100台 (2025年度)
			タクシー車両のうち、福祉タクシーの導入台数:41,464台 (2020年度)	約90,000台 (2025年度)
			各都道府県におけるタクシーの総車両数に対するユニバーサルデザインタクシーの割合:—% (2020年度)	約25% (2025年度)
			旅客船のバリアフリー化率:53.3% (2020年度)	約60% (2025年度)
			航空機のバリアフリー化率:99.7% (2020年度)	原則100% (2025年度)

(2) 安全・安心な生活環境の整備の続き

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進	不特定多数が利用する施設等のバリアフリー化の進捗状況	不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率 ※註3	約63% (2021年度)	約67% (2025年度)
		規模の大きいおおむね2ha以上の都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率	園路及び広場: 約63% (2018年度)	約70% (2025年度)
			駐車場: 約53% (2018年度)	約60% (2025年度)
			便所: 約61% (2018年度)	約70% (2025年度)
障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進	障害者に配慮した道路の整備状況	特定道路におけるバリアフリー化率	67% (2020年度)	70% (2025年度)
	障害者に配慮した交通安全施設等の整備状況	主要な生活関連経路における信号機等のバリアフリー化率	99% (2019年度)	原則100% (2025年度)
		視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要と認められる部分に設置されている音響信号機及びエスコートゾーンの設置率	50.8% (2021年度)	原則100% (2025年度)

註1 鉄軌道駅及びバスターミナルについては、平均利用者数が3,000人/日以上施設及び2,000人/日以上3,000人/日未満で重点整備地区内の生活関連施設に位置付けられた施設、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについては、平均利用者数が2,000人/日以上施設を対象。なお、鉄軌道駅の現状値については、平成30年3月に改正された公共交通移動等円滑化基準の改正前の基準をもって適合率を算定

註2 公共交通移動等円滑化基準に適合した車両等の割合又は台数

註3 床面積2,000㎡以上の特別特定建築物(病院、劇場、ホテル、老人ホーム等の不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物。公立小学校等を除く。)の総ストック数のうち、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準に適合するものの割合

(3) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
情報通信における情報アクセシビリティの向上	障害者に配慮した情報通信の充実にに向けた支援の進捗状況	「デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発支援」事業終了後3年以上経過した案件の事業化率	58.3% (2018年度)	前年度比同水準 (～2027年度)
	意思疎通支援に資する機器の実用化に向けた状況	障害者自立支援機器等開発促進事業の開発助成を経て製品化された機器数(累計) (注)助成から製品化まで数年間を要するものが多い	21件 (2020年度)	前年度比増 (～2027年度)
	ICTサポートセンターの設置状況	ICTサポートセンターを設置している都道府県数	31都道府県 (2022年度)	全都道府県 (2024年度)
	電話リレーサービスの普及状況	電話リレーサービスの認知及び理解に資する講習会や利用登録会等の実施を通じた利用者の登録件数	— (注)2022年度から電話リレーサービス提供機関において利用者登録会等を実施	前年度比増 (～2027年度)
情報提供の充実等	障害者に配慮した放送番組の普及状況	「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」の対象の放送番組の放送時間に占める字幕放送時間の割合	NHK総合:100% 在京キー5局平均:100% (2021年度)	(「視聴覚障害者等向け放送の充実に関する研究会」における議論を踏まえ設定) 【参考】現行の「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」における目標値 NHK総合及び在京キー5局:100%(2027年度)
		「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」の対象の放送番組の放送時間に占める解説放送時間の割合	NHK総合:15.2% NHK教育:19.9% 在京キー5局平均:17.6% (2021年度)	(「視聴覚障害者等向け放送の充実に関する研究会」における議論を踏まえ設定) 【参考】現行の「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」における目標値 NHK総合及び在京キー5局:15%以上(2027年度) NHK教育:20%以上(2027年度)
		1週間当たりの手話放送時間	NHK総合:1時間16分 NHK教育:4時間8分 在京キー5局平均:18分 (2021年度)	(「視聴覚障害者等向け放送の充実に関する研究会」における議論を踏まえ設定) 【参考】現行の「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」における目標値 NHK及び在京キー5局:平均15分/週以上(2027年度)
	障害者に配慮した通信・放送サービスの普及に向けた支援の進捗状況	「身体障害者向け通信・放送役務の提供・開発等の推進」助成終了後2年経過時の事業継続率	100% (2019年度)	前年度比同水準 (～2027年度)
意思疎通支援の充実	意思疎通支援に資する機器の実用化に向けた状況	障害者自立支援機器等開発促進事業の開発助成を経て製品化された機器数(累計) [再掲] (注)助成から製品化まで数年間を要するものが多い	21件 (2020年度)	前年度比増 (～2027年度)
行政情報のアクセシビリティの向上	公的機関のウェブサイトにおける情報アクセシビリティの確保状況	公的機関のウェブサイトの情報バリアフリーに関するJIS規格への準拠率	76.5% (2021年度)	84.5% (2027年度)

(4) 防災、防犯等の推進

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
防災対策の推進	災害発生時における迅速な避難等に関する取組の実施状況	土砂災害ハザードマップにおける土砂災害警戒区域の新規公表数	約16,000か所 (2020年度)	約56,000か所 (2025年度)
復興の推進	復興施策における障害者に関する取組の実施状況	「男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～」等に掲載されている障害者関係施策のフォローアップ記事や新規事例記事の掲載件数	1件 (2022年度)	3件 (2023～2027年度)
消費者トラブルの防止及び被害からの救済	障害者等の消費生活上特に配慮を要する消費者を見守るための体制の整備状況	消費者安全確保地域協議会の設置市区町村の都道府県内人口カバー率50%以上の都道府県数	16府県 (2022年4月)	全都道府県 (2024年度)
		地域の見守り活動に消費生活協力員・協力団体を活用する市区町村の都道府県内人口カバー率50%以上の都道府県数	3県 (2021年4月)	全都道府県 (2024年度)
		消費者生活相談員の研修参加率(各年度)が100%となる都道府県数	3県 (2021年4月)	全都道府県 (2024年度)
		消費者行政職員の研修参加率(各年度)が80%以上となる都道府県数	全ての都道府県で未達成 (2021年4月)	全都道府県 (2024年度)

(5) 行政等における配慮の充実

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
選挙等における配慮等	選挙における視覚障害者への配慮の状況	国政選挙において「選挙のお知らせ」の点字版及び音声版を配布する都道府県の数	全都道府県 (2019年度)	全都道府県 (2027年度)
	選挙における身体障害者への配慮の状況	国政選挙における投票所及び期日前投票所の段差解消等への対応状況	期日前投票所: 99.6% (2019年度)	100% (2027年度)
			投票所: 99.8% (2019年度)	100% (2027年度)

(6) 保健・医療の推進

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
精神保健・医療の適切な提供等	精神病棟における長期入院の状況	精神病床における1年以上の長期入院患者数 (注)認知症患者を含む。	約17.1万人 (2020年度)	13.8万人 (2026年度)
	精神保健観察の対象者の社会復帰の状況	精神保健観察事件年間取扱件数に占める処遇終了決定(注)を受けた者及び期間満了により精神保健観察を終了した者の数の割合 (注)心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)第56条第1項第2号に基づく保護観察所長の申立てによる処遇終了決定に限る。	26.1% (2021年度)	前年度比増 (～2027年度)
	精神障害者の地域移行に向けた支援の実施状況	地域移行支援のサービス見込量	0.05万人 (2021年11月)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
		地域定着支援のサービス見込量	0.4万人 (2021年11月)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
		地域移行・地域生活支援事業を実施する地方公共団体の数	アウトリーチ事業: 30団体 (2021年度)	前年度比増 (～2027年度)
			ピアサポート活用事業: 25 団体 (2021 年度)	前年度比増 (～2027 年度)
		精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業を実施する事業所数	9,111 事業所 (2020 年3月)	前年度比増 (～2027 年度)
		精神障害者の地域移行の取組を担う精神保健福祉士及び公認心理師の資格登録数	精神保健福祉士: 97,339 人 (2021 年度)	前年度比増 (～2027 年度)
	精神保健・医療を提供する体制の整備状況	指定通院医療機関(病院、診療所)の数	689 か所 (2022 年度)	前年度比増 (～2027 年度)
		全国の精神医療審査会における退院等請求の平均審査期間(請求受理から結果通知まで)	35 日 (2020 年度)	前年度比減 (～2027 年度)
		訪問系サービスの見込量	居宅介護 185,183 人 (2020 年度月次平均)	前年度比増 (～2027 年度)
			重度訪問介護 11,331 人 (2020 年度月次平均)	前年度比増 (～2027 年度)
			同行援護 23,997 人 (2020 年度月次平均)	前年度比増 (～2027 年度)
			行動援護 10,611 人 (2020 年度月次平均)	前年度比増 (～2027 年度)
	心の健康づくり対策の実施状況	メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合	61.4% (2020 年度)	80%以上 (2027 年度)
	心の健康づくりに関する情報発信の状況	ウェブサイト「みんなのメンタルヘルス」のアクセス件数	13,538,191 件 (2020 年度)	前年度比増 (～2027 年度)
	医療の提供が必要な障害者の受入れ体制の整備状況	医療型短期入所のサービス見込量	22,863 人/日 (2020 年度)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
			289 か所 (2020 年4月)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
		精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業を実施する事業所数[再掲]	9,111 事業所 (2020 年3月)	前年度比増 (～2027 年度)
		都道府県が指定する高次脳機能障害における支援拠点機関の設置数	119 か所 (2022 年4 月)	前年度比増 (～2027 年度)
	障害者の地域移行に向けた支援の実施状況	地域移行・地域生活支援事業を実施する地方公共団体の数[再掲]	アウトリーチ事業: 30 団体 (2021 年度)	前年度比増 (～2027 年度)
			ピアサポート活用事業: 25 団体 (2021 年度)	前年度比増 (～2027 年度)
	福祉施設における歯科口腔保健の推進に向けた取組状況	障害者支援施設及び障害児入所施設における定期的な歯科検診の実施率	77.9% (2019年度)	(次期の歯科口腔保健の推進に関する基本的事項を踏まえて策定)
	難病患者等に対する相談支援の実施状況	難病相談支援センターにおける相談件数	108,374件 (2018年度)	前年度比増 (～2027年度)

(6) 保健・医療の推進の続き

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
保健・医療の向上に資する研究開発等の推進	医薬品等の研究開発の状況	治験の届出数	808件 (2021年度)	前年度比増 (～2027年度)
		医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議で医療上の必要性が高いと判断され、開発要請がかかった品目の薬事承認や適応拡大の件数	11件 (2021年度)	年間7件
		再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)に基づく再生医療等提供計画の届出件数 (注)臨床研究に限る。	109件 (2021年度)	前年度比増 (～2027年度)
	医療機器等の研究開発の状況	革新的な医療機器・システムの実用化の件数	4件 (2021年度)	5件 (2027年度)
		SBIR推進プログラム(福祉課題)のうち高齢者の自立支援や介護者の負担軽減等に資する福祉機器の開発の採択件数	3件 (2022年度まで)	10件 (～2027年度)
	医薬品等の研究開発に対する支援の実施状況	RS戦略相談の実施件数 (注)RS戦略相談:レギュトリーサイエンス戦略相談	104件 (2020年度)	前年度比増 (～2027年度)
保健・医療を支える人材の育成・確保	地域における保健・医療人材の育成に向けた体制の整備状況	地域保健従事者現任教員推進事業を実施する地方公共団体の数	59団体 (2021年度)	前年度比増 (～2027年度)
難病に関する保健・医療施策の推進	難病に関する医療費助成の状況	特定医療費受給者証の所持者数	1,033,770人 (2020年度)	前年度比増 (～2027年度)
		小児慢性特定疾病医療受給者証の所持者数	123,693人 (2020年度)	前年度比増 (～2027年度)
	難病患者等に対する相談支援の実施状況	難病相談支援センターにおける相談件数[再掲]	108,374件 (2018年度)	前年度比増 (～2027年度)
	難病に関する研究の支援状況	難病に関する研究課題の採択状況	101課題(難治性疾患政策研究事業:公募19課題、指定1課題、難治性疾患実用化研究事業:1次公募67課題、2次公募14課題) (2021年度)	前年度比同水準以上 (～2027年度)
	難病に関する医療を提供する体制の整備状況	都道府県における難病診療連携拠点病院の設置率	93% (2021年度)	100% (2027年度)
障害の原因となる疾病等の予防・治療	疾病等の患者に対する支援の実施状況	地域移行・地域生活支援事業(アウトリーチ事業)を実施する地方公共団体の数	30団体 (2021年度)	100% (2027年度)
		精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業を実施する事業所数[再掲]	9,111事業所 (2020年3月)	100% (2027年度)

(7) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
意思決定支援の推進	成年後見制度の適切な利用のための支援の実施状況	地域生活支援事業(成年後見制度利用支援事業)を実施する地方公共団体の数[再掲]	1,650団体 (2020年度)	1,741団体 (2024年度末)
		担い手(法人後見実施団体)の養成研修を実施する都道府県の数[再掲]	15都道府県 (2020年度)	全都道府県 (2024年度末)
相談支援体制の構築	障害者等に対する相談支援の実施状況	相談支援事業の利用者数	計画相談支援: 22.3万人 (2021年12月) 障害児相談支援: 7.3万人 (2021年12月)	前年度比増 (～2027年度) 前年度比増 (～2027年度)
		都道府県が開催する「相談支援従事者研修」(初任者・現任)の修了者数	7,392人 (2020年度)	前年度比増 (～2027年度)
		障害者ピアサポート研修事業を実施する都道府県の数及び研修修了者数[再掲]	9都道府県 (2021年度)	全都道府県 (2023年度末)
		障害者ピアサポート研修事業を実施する都道府県の数及び研修修了者数[再掲]	641人 ※ピアサポーター、管理者及び基礎・専門・フォローアップ研修の合計値	前年度比増 (～2027年度)
		難病相談支援センターにおける相談件数[再掲]	108,374件 (2018年度)	前年度比増 (～2027年度)
		都道府県が指定する高次脳機能障害における支援拠点機関の設置数[再掲]	119 か所 (2022 年4 月)	前年度比増 (～2027 年度)
地域移行支援、在宅サービス等の充実	福祉施設入所者の地域移行の状況	福祉施設入所者の地域生活への移行者数(累計)	4.6 万人 (2008～2018 年度)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
	円滑な地域生活に向けた支援の実施状況	共同生活援助のサービス見込量[再掲]	154,680 人 (2022 年1月)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
		自立生活援助のサービス見込量	1,251 人 (2022 年1月)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
		訪問系サービスの見込量[再掲]	居宅介護 185,183 人 (2020 年度月次平均)	前年度比増 (～2027 年度)
			重度訪問介護 11,331 人 (2020 年度月次平均)	前年度比増 (～2027 年度)
			同行援護 23,997 人 (2020 年度月次平均)	前年度比増 (～2027 年度)
			行動援護 10,611 人 (2020 年度月次平均)	前年度比増 (～2027 年度)
		自立訓練(機能訓練・生活訓練)のサービス見込量	1.9 万人 (2021 年3月)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
		短期入所のサービス見込量	385,523人／日 (2021年度)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
	円滑な地域生活に向けた支援体制の整備状況	地域生活支援拠点を少なくとも一つ整備している市町村数	921市町村 (2021年4月)	全ての地域 (2023年度) (注)各市町村に少なくとも一つ整備
		精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業を実施する事業所数[再掲]	9,111事業所 (2020年3月)	前年度比増 (～2027年度)

(7) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進の続き

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値	
障害のあるこどもに対する支援の充実	障害のあるこどもに対する支援の実施状況	児童発達支援事業等を行う事業所数 (注)児童福祉法等に基づくもの	児童発達支援:8,408事業所 (2021年3月) 医療型児童発達支援:90事業所 (2021年3月) 放課後等デイサービス:15,994事業所 (2021年3月) 保育所等訪問支援:985事業所 (2021年3月) 児童発達支援センター:719事業所 (2021年3月) 障害児入所施設:379事業所 (2021年3月)	(地方公共団体が作成する第2期障害児福祉計画等の状況を踏まえ設定)	
		巡回支援専門員整備事業を行う市町村数	460市町村 (2020年度)	500市町村 (2025年度)	
		重症心身障害児に対する支援の実施状況	重症心身障害児を対象に児童発達支援事業等を行う事業所数 (注)児童福祉法等に基づくもの	児童発達支援:598事業所 (2021年3月) 医療型児童発達支援:59事業所 (2021年3月) 放課後等デイサービス:1,859事業所 (2021年3月)	(地方公共団体が作成する第2期障害児福祉計画等の状況を踏まえ設定) (注)原則として各市町村に少なくとも1か所以上を想定
	発達障害者の支援体制の整備状況	発達障害者支援センターの複数設置又は地域支援マネージャーの配置のいずれかを行っている都道府県及び政令指定都市の割合	79% (2021年度) (注)内訳 ・発達障害者支援センターの複数設置の割合:31% ・地域支援マネージャーの配置の割合:78%	100% (2027年度)	
	発達障害に対する医療関係者の理解促進に向けた取組状況	かかりつけ医等発達障害対応力向上研修を実施している都道府県数	30都道府県 (2021年度)	全都道府県 (2027年度)	
	障害福祉サービスの質の向上等	サービスを提供する者に対し指導を行う者の養成状況	都道府県が開催する「サービス管理責任者研修」・「児童発達支援管理責任者研修」(基礎・実践・更新)の修了者数	25,295人 (2020年度)	前年度比増 (～2027年度)
	福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等	障害者のアクセシビリティの向上に資する機器の製品化に向けた状況	障害者自立支援機器等開発促進事業の開発助成を経て製品化された機器数(累計)[再掲] (注)助成から製品化まで数年間を要するものが多い	21件 (2020年度)	前年度比増 (～2027年度)
福祉用具の製品化に向けた状況		SBIR推進プログラム(福祉課題)のうち高齢者の自立支援や介護者の負担軽減等に資する福祉機器の開発の採択件数[再掲]	3件 (2022年度まで)	10件 (～2027年度)	
障害福祉を支える人材の育成・確保	障害福祉を支える人材の育成状況	精神障害者の地域移行の取組を担う精神保健福祉士及び公認心理師の資格登録数[再掲]	精神保健福祉士:97,339人 (2021年度)	前年度比増 (～2027年度)	
			公認心理師:54,248人 (2021年度)	前年度比増 (～2027年度)	

(8) 教育の振興

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
インクルーシブ教育システムの推進	個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用	幼・小・中・高等学校等において、個別の指導計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の指導計画が作成されている児童等の割合	90.9% (2018年度)	おおむね100% (2027年度)
		幼・小・中・高等学校等において、個別の教育支援計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の教育支援計画が作成されている児童等の割合	84.8% (2018年度)	おおむね100% (2027年度)
		幼・小・中・高等学校等において、合理的配慮の提供について個別の指導計画又は個別の教育支援計画に明記することとしている学校の割合	72.4% (2018年度)	おおむね100% (2027年度)
	通級による指導の普及状況	小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒数	164,697人 (2020年度)	前年度比増 (～2027年度)
	特別支援教育の推進に向けた体制の整備状況	特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組を行っている幼・小・中・高等学校等の割合 (注)校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名、教師の専門性向上	校内委員会の設置 86.1% (2018年度)	前年度比増 (～2027年度)
			特別支援教育コーディネーターの指名率 84.9% (2018年度)	前年度比増 (～2027年度)
			教師の専門性向上 78.4% (2018年度)	前年度比増 (～2027年度)
教育環境の整備	特別支援学校の教師の専門性の向上	下記の要件のいずれかに該当せず、かつ特別支援学校教諭免許状を取得していない特別支援学校教諭の割合 (要件) ①当該教師の前任校が、小学校等の他の学校種又は他の障害種を対象とする特別支援学校である ②配置しようとする障害種の特別支援学校の教師として必要な特別支援教育領域の特別支援学校教諭免許状を取得する計画がある者	(注)今後把握予定のため、現時点では不掲載。	おおむね0% (2027年度)
		小・中・高等学校等に採用後、おおむね10年目までの期間内において、特別支援学級の教師や、特別支援学校の教師を複数年経験した教員の割合	(注)今後把握予定のため、現時点では不掲載。	前年度比増 (～2027年度)
		管理職の選考に当たり、特別支援教育の経験も考慮している都道府県教育委員会等の割合	(注)今後把握予定のため、現時点では不掲載。	前年度比増 (～2027年度)
		教員育成指標において特別支援教育を明確に位置付けている都道府県教育委員会等の割合	(注)今後把握予定のため、現時点では不掲載。	前年度比増 (～2027年度)
		センター的機能を主として担当する校務分掌・組織(例:「地域支援部」等)を設けている割合	96.3% (2017年度)	100% (2027年度)
	学校施設のトイレの洋式化状況	全国の公立小中学校における約136万基の便器を対象としたトイレの洋式化率	57% (2020年度)	95% (2025年度)
	公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備状況(校舎)	車椅子使用者用トイレの整備率	65.2% (2020年度)	避難所に指定されている全ての学校に整備する。 (令和2年度調査時点で約95%に相当) (2025年度)
		スロープ等による段差解消 ①門から建物の前まで ②昇降口・玄関等から教室等まで エレベーターの整備率	①78.5% ②57.3% (2020年度)	全ての学校に整備する。 (2025年度)
			27.1% (2020年度)	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する。 (令和2年度調査時点で約40%に相当) (2025年度)

(8) 教育の振興の続き

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
	公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備状況(屋内運動場)	車椅子使用者用トイレの整備率	36.9% (2020 年度)	避難所に指定されている全ての学校に整備する。 (令和2年度調査時点で約95%に相当) (2025 年度)
		スロープ等による段差解消 ①門から建物の前まで ②昇降口・玄関等から教室等まで エレベーターの整備率	①74.4% ②57.0% (2020 年度)	全ての学校に整備する。 (2025 年度)
			65.9% (2020年度)	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する。 (令和2年度調査時点で約75%に相当) (2025年度)
高等教育における障害学生支援の推進	障害学生に対する合理的配慮の提供等の状況	障害学生が在籍する大学等において、授業に関する支援を実施している大学等の割合	82.7% (2020年度)	おおむね100% (2025年度)
		障害学生が在籍する大学等において、授業以外の支援を実施している大学等の割合	74.3% (2020年度)	おおむね100% (2025年度)
	障害学生の支援等に関する体制の整備状況	障害学生支援に関する規程等、又は障害者差別解消法に関する対応要領、基本方針等を整備している大学等の割合	69.6% (2020年度)	100% (2025年度)
		障害学生支援担当者を配置している大学等の割合	96.0% (2020年度)	100% (2025年度)
		紛争の防止、解決等に関する調整機関を設置している大学等の割合	50.7% (2020年度)	100% (2025年度)
		ホームページで障害学生支援情報を公開している大学等の割合	58.1% (2020年度)	100% (2025年度)
		ガイダンスにおいて、障害学生支援の手続などに関する学内規程や支援事例等を周知している大学等の割合	22.2% (2020年度)	100% (2025年度)
	障害学生への就職指導の状況	障害学生が在籍する大学等において、就職先の開拓、就職活動支援を実施している大学等の割合	23.5% (2020年度)	おおむね100% (2025年度)
		障害学生が在籍する大学等において、障害学生向け求人情報の提供を実施している大学等の割合	22.5% (2020年度)	おおむね100% (2025年度)
	大学等の入試における障害学生への配慮に関する情報公開の状況	募集要項等への障害学生への配慮に関する記載を行っている大学等の割合	85.8% (2020年度)	100% (2025年度)
生涯を通じた多様な学習活動の充実	学校卒業後の障害者の生涯学習の状況	学校卒業後に学習やスポーツ・文化等の生涯学習の機会があると回答する障害者の割合	34.3% (2018年度)	50% (2025年度)
	公共図書館、学校図書館における障害者の読書環境の整備状況	サビエ図書館を利用している施設・団体数(公共図書館を含む。)	458件 (2022年度)	前年度比増 (～2027年度)
		国立国会図書館から視覚障害者等用データ提供を受けている図書館数	153件 (2022年度)	前年度比増 (～2027年度)
	全国の学校におけるコミュニティ・スクールの導入状況	全国の公立学校におけるコミュニティ・スクールの数	15,221校 (2022年度)	(文部科学省が作成する次期教育振興基本計画等を踏まえ検討)

(9) 雇用・就業、経済的自立の支援

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
総合的な就労支援	就労支援の実施状況	「障害者向けチーム支援」による障害者の就職率	54.6% (2021年度)	55.6% (2027年度)
		就労移行支援の利用者数	63.9万人日分 (2020年度)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
		福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数	12,595人 (2020年度)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
	就労支援に向けた体制の整備状況	ジョブコーチの養成数	14,062人 (2021年度)	(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の新たな中期目標の状況を踏まえ設定)
	就労支援を受けた障害者の就職状況	一般就労への年間移行者数	1.7万人 (2020年度)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
			1.8万人 (2021年度)	2.4万人 (2027年度)
			62.9% (2020年度)	70% (2027年度)
			48.5% (2020年度)	55% (2027年度)
	就労支援を受けた障害者の職場定着状況	就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所の割合	— (注)2022年度から調査を開始したため、現時点では現状値を算出不可	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
		ジョブコーチによる支援の終了者のうち精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の職場定着率	89.8% (2021年度)	(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の新たな中期目標の状況を踏まえ設定)
		障害者就業・生活支援センター登録者のうち精神障害者の就職者の職場定着率	75.3% (2021年度)	79.4% (2027年度)
障害者雇用の促進	民間企業における障害者雇用の状況	障害者の雇用率達成企業の割合	47.0% (2021年6月)	56.0% (2027年度)
	公的機関における障害者雇用の状況	障害者雇用率を達成する公的機関の数	2,002 機関(2,782 機関中) (72%) (2021年6月)	全ての公的機関 (2027年度)
	公共職業安定所における職業紹介の状況	公共職業安定所における就職件数(障害者)	96,180 件 (2018～2021年度の累計 39.2 万人)	62.2 万件 (2023～2027年度の累計)
障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	障害者が多様な働き方を選択できる環境の整備状況	テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合	24.5% (2021年度)	(新型コロナウイルス感染症への対応状況及びその後の社会情勢の変化を踏まえ設定)
	ICTを活用したテレワークの普及・拡大に向けた取組状況	通信利用動向調査の企業におけるテレワーク導入率	51.9% (2022年5月)	(最新の調査結果を踏まえ、テレワーク推進に関する新たな政府目標を検討)
	農業分野における障害者の就労支援に向けた取組状況	農福連携による障害者の就農促進プロジェクトを実施する都道府県の数	24道府県 (2020年度)	全都道府県 (2027年度)
	障害者就労施設等の受注機会の確保に向けた取組状況	障害者就労施設等が提供する物品・サービスの優先購入(調達)の実績額	199億円 (2020年度)	前年度比増 (～2027年度)
	就労継続支援B型事業所から得られる収入の状況	就労継続支援B型事業所の月額平均工賃額	15,776円 (2020年度)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
一般就労が困難な障害者に対する支援	障害者就労施設等の受注機会の確保に向けた取組状況	障害者就労施設等が提供する物品・サービスの優先購入(調達)の実績額[再掲]	199億円 (2020年度)	前年度比増 (～2027年度)

(9) 雇用・就業、経済的自立の支援の続き

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
文化芸術活動の充実に向けた社会環境の整備	障害者の文化芸術活動に対する支援の状況	障害者芸術文化活動普及支援事業を実施する都道府県数	37都道府県 (2021年度)	全都道府県 (2027年度)
	地域における障害者の文化芸術活動の取組状況	障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を策定した都道府県数	27都道府県 (2021年10月)	全都道府県 (2027年度)
スポーツに親しめる環境の整備	地域における障害者スポーツの普及状況	障害者の週1回以上のスポーツ実施率	成人:31% (2021年度) 若年層:41.8% (2021年度) (注)7～19歳	成人:40%程度 (2026年度) 若年層:50%程度 (2026年度)
		一般の成人の障害者スポーツを体験したことのある者の割合	5.7% (2021年度)	20%程度 (2026年度)
	一般の成人の障害者スポーツの実施状況 スポーツ施設のユニバーサルデザイン化	対策の優先順位の考え方を記載した質の高い個別施設計画における地方公共団体の策定率	11% (2019年度)	50% (2026年度)
競技スポーツに係る取組の推進	アスリートの育成強化の状況	パラリンピック競技大会における金メダル数	夏季大会:13個 (2021年) 冬季大会:4個 (2022年)	過去最高の金メダル数 (注)夏季大会:18個以上 (2024年) 冬季大会:13個以上 (2026年)

(10) 国際社会での協力・連携の推進

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
政府開発援助を通じた国際協力の推進等	国際協力の担い手の育成状況	障害者を対象としたJICAの取組における研修員の受入れ数	215人 (2021年度)	前年度比同水準以上 (～2027年度)
	国際協力の担い手の活動状況	障害者を対象としたJICAの取組における専門家の派遣数	16人 (2021年度)	前年度比同水準以上 (～2027年度)
		障害者を対象としたJICAの取組におけるJICAボランティアの数	29人 (2021年度)	前年度比同水準以上 (～2027年度)
	障害者に関する技術協力の実施状況	JICAを通じた障害者を対象とする技術協力プロジェクト事業の件数	6件 (2021年度)	前年度比同水準以上 (～2027年度)
障害者の国際交流等の推進	国際交流等を担う民間団体等への支援の状況	日本NGO連携無償資金協力を通じた事業の採択件数	6件 (2021年度)	前年度比同水準以上 (～2027年度)

■ 三種町第 7 期障がい福祉計画策定懇話会委員名簿

No.	所 属	役 職	氏 名	備考
1	社会福祉法人山本更生会	大日寮 生活支援課 課長補佐	澤 井 亮	副会長
2	医療法人こだま会	長信田の森心療クリニック 副院長	水 野 淳一郎	
3	三種町民生児童委員協議会	会長	飯 塚 巧 作	
4	三種町身体障害者協会	会長	近 藤 敬 夫	
5	元三種町手をつなぐ育成会	会計	加 藤 倫 子	
6	三種町社会福祉協議会	事務局長	安 達 隆	会長
7	三種町教育委員会	次長補佐	木 村 将 来	

三種町第4期障がい者計画（前期）
第7期 障がい福祉計画
第3期 障がい児福祉計画

令和6年3月

編集	三種町 福祉課 〒018-2401 秋田県山本郡三種町鶴川字岩谷子8 T E L : 0185-85-2111（代表）
----	--